
令和4年度 事業報告書及び財務諸表

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

1. 令和4年度 事業報告書

2. 令和4年度 財務諸表

＜参考＞ 令和4年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)

3. 監事「監査報告書」(写)

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 令和4年度事業報告書

I	総括的概要	1
II	事業実施状況	
	1. 容り法に基づく再商品化の着実な遂行	6
	2. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進	9
	3. プラスチック資源循環に係る新たなスキームの構築とその運用に向けた準備	16
	4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進	18
	5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み	19
	6. 容器包装リサイクルに関する啓発活動の展開と強化	20
	7. 関係主体間の連携の強化	25
	8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進	25
	9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	26
III	会議開催状況	
	1. 第1回定時理事会・定時評議員会	27
	2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会	32
	3. 第2回定時理事会・臨時評議員会	35
	4. 監事会	40
	5. 常設委員会	41
	6. 再商品化見通し等報告会	44
	7. その他諸会議等	44
IV	組織（令和5年3月31日現在）	
	1. 組織図	45
	2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	46
	3. 常設委員会委員	48
V	事業報告の附属明細書	52

2. 令和4年度財務諸表

(1)	貸借対照表	57
(2)	正味財産増減計算書	58
(3)	正味財産増減計算書内訳表	60
(4)	キャッシュ・フロー計算書	62
(5)	財務諸表に対する注記	64
(6)	附属明細書	66
(7)	財産目録	67
<参考>	令和4年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	68

3. 監事「監査報告書」（写）

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」（写）

別紙1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	53
別紙2	令和5年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（令和4年度）	55

令和4年度

事業報告書

I 総括的概要

令和4年度の日本経済は、令和4年3月に、まん延防止等重点措置が解除されて以降、ウィズコロナという状況下で、消費と設備投資が前期比プラスで推移するなど民需を中心に緩やかに持ち直してきた。

しかし、コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う供給の混乱や資源・エネルギー価格の高騰、円安による輸入物価の上昇、世界的なインフレなどの環境変化に見舞われ、消費者物価指数は41年ぶりの高い上昇率となった。民間消費支出は持ち直しの動きとなったものの、その実質値と名目値の乖離に見られるとおり物価上昇は家計や企業の活動に広く影響を及ぼした。

また、物価上昇に賃金上昇が追い付かないこと等による実質所得の減少を背景に、低所得層の実質消費支出が減少傾向となり、若年層と高齢層を中心に消費性向は低下傾向にある。

こうした社会・経済動向は、当協会の事業にも影響を及ぼした。

令和4年度の当協会事業に関しては、市町村からの分別基準適合物の引取量が124万9,524トンと、前年度記録した過去最多（127万8,154トン）から減少し、前年度比▲2.2%となった。

また、再商品化製品販売量は、前年度に4素材合計で初めて100万トンを超えこちらも過去最多（100万855トン）となったが、4年度においては減少し96万3,306トン、前年度比▲3.8%となった。

製品販売量の減少率が引取量の減少率を上回っており、まん延防止等重点措置の解除に伴う家庭からの廃棄量の変化のみならず、再商品化製品の需要動向が影響していると推察される。

市町村からの引取量の減少と、令和3年度中に入札で決定した再商品化に係る令和4年度落札単価の低下（ガラスびん以外の素材は前年度比減、PETボトルにおける大幅な有償化）により、当協会が再商品化事業者へ支払う委託料総額は455億1,067万円（令和3年度480億6,359万円、前年度比▲5.3%）と減少した。

国内外の社会経済動向に様々な変動がある中で、令和4年度においても着実に再商品化事業を遂行できたこと、そしてプラスチック資源のリサイクルに係る新たな仕組みを構築できたことは、関係各位のご理解と多大なるご協力、ご支援の賜物である。

主な取り組みについては以下のとおり。

【適正かつ効率的な再商品化事業の推進に向けた取り組み】

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4素材とも、再商品化事業者の業務管理については、再商品化及び製品販売の実績に関する月次報告の精査と現地検査を中心に行った。それにより再商品化実施委託契約の遵守状況を確認し、不適正行為に対しては適切かつ迅速に改善指導や措置を講じた。

また、現地検査においては再商品化の遂行状況のみならず、安全・衛生管理、法令順守についての指導・アドバイスを行うほか、外部環境の変化に伴う事業への影響等についての情報収集等を行った。

他方、再商品化製品の品質向上や残渣の削減等に向けては、分別基準適合物の品質調査を実施するとともに、当該引取対象市町村への品質改善に向けた取り組みの要請、アドバイスを行った。加えて、市町村による独自処理の動きにも留意しその情報収集を行いつつ、引取市町村数と引取量の拡大に向けた周知、広報を行った。

なお、再商品化事業者への現地検査や市町村の品質調査に当たっては、事前に検査キットでの陰性確認を行うなど訪問先へ十分に配慮のうえ実施した。また、検温・マスク着用・消毒等の感染防止対策も徹底しつつ、実施回数・訪問人数・滞在時間の抑制を図ったが、年度後半は状況を確認しながら徐々に回数を増やしていった。

〔プラスチック資源循環施策に関する対応〕

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、プラスチック資源循環法という。）が令和4年4月1日に施行され、同法に基づき、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について、①容器包装リサイクル法（以下、容リ法という。）ルートを活用した取り組み、②国が認定する再商品化計画に基づく取り組みと、2つの新たなスキームが創設された。

これらスキームによる再商品化を令和5年4月から開始するため、令和4年度においては環境省及び経済産業省と毎週定期的に協議、検討を行い、制度の運用に係る仕組みの設計と構築を図り、運用開始に必要な準備を行った。

具体的には、①市町村からの廃棄物の引渡し申込・契約、②再商品化事業者（プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を含む）の登録・入札・決定・契約、③上記①②の諸手続きに関連する諸規程、ガイドライン、マニュアル、書式等の策定・整備、④コンピュータシステムの改修、⑤説明会等の開催（市町村、再商品化事業者、特定事業者それぞれの主体別に実施）やホームページ等を活用した運用に係る周知・広報を行った。

〔リチウムイオン電池等混入事故防止に向けた取り組み〕

令和元年度以降、4年度連続でリチウムイオン電池等の発火危険物の廃棄物への混入による発煙・発火トラブル件数は高止まりで推移し、プラスチック製容器包装のリサイクルにも極めて深刻な影響を及ぼしている。

当協会のプラスチック製容器包装の再商品化事業者（35社）において、リチウムイオン電池等が原因と思われる発煙・発火トラブルの発生件数は、令和元年度301件、2年度285件、3年度283件、4年度285件と推移し、再商品化事業に深刻な影響を及ぼしている。

当協会では、平成30年度から本格的に本問題への対策に注力している。令和4年度においては、従来の市町村や消費者に向けた講演会・説明会への講師派遣、ホームページでの情報掲載等の周知・広報活動に加え、新たに、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（JFA）、一般社団法人日本たばこ協会、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット（以下、元気ネットという。）との共催、経済産業省、環境省の後援により、令和4年9月からリチウムイオン電池使用機器の廃棄方法について、JFA加盟コンビニエンスストアにてレジ画面を利用した啓発活動を展開した。

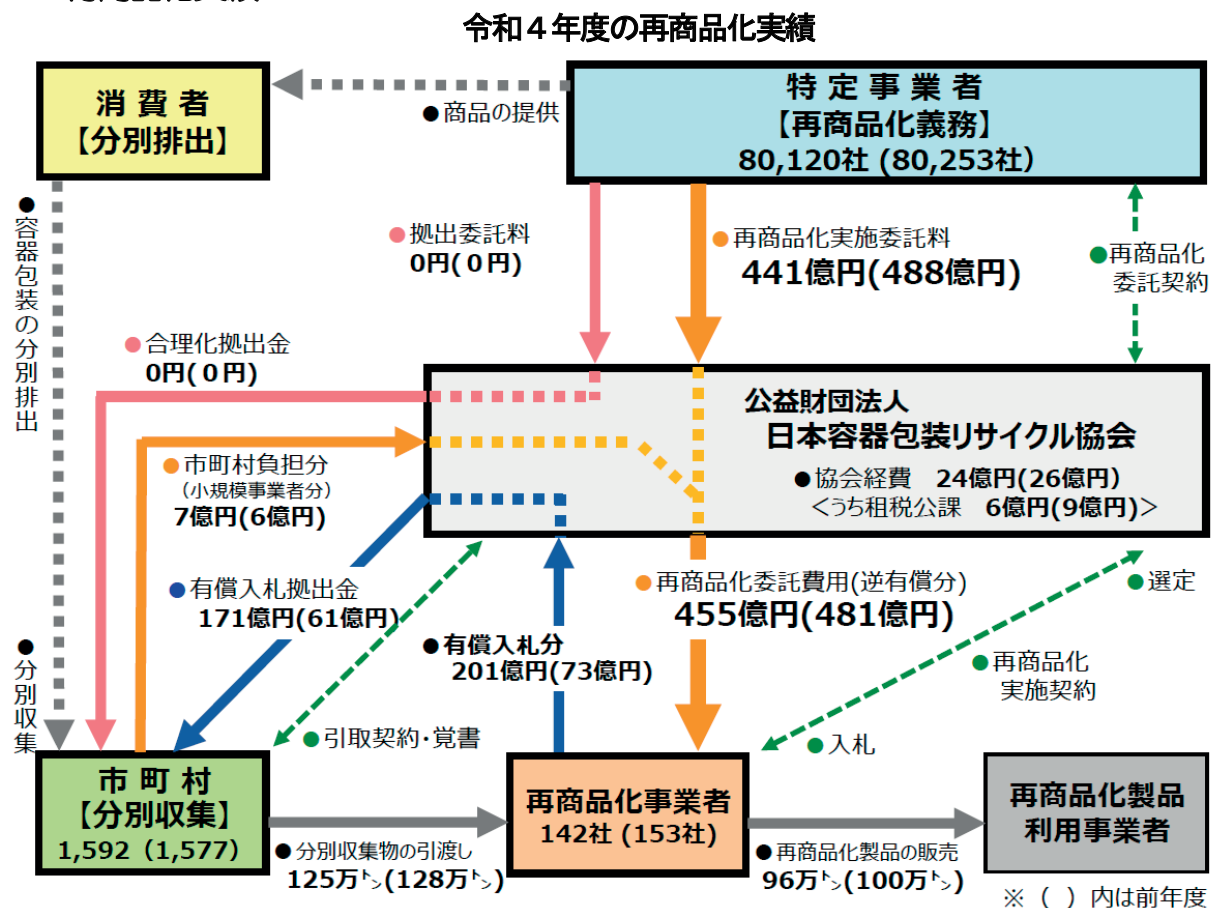
〔再商品化義務履行の確保、周知・広報活動の強化〕

容器包装リサイクル制度が導入され既に四半世紀以上が過ぎているものの、未だ再商品化義務の不履行特定事業者が少なからず存在していると考えられ、義務履行に向けたアプローチを強化し継続的に行っている。令和4年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、420社（前年度558社）から約5億4千万円（同約5億3千万円）の支払いを得た。

このほか、持続的な容器包装リサイクルの遂行には、各関係主体の一層の理解と協力が不可欠であり、そのための広報・啓発活動を積極的に行った。

具体的には、会報（容リ協ニュース）について、多様な関係主体のうち特に消費者を意識した紙面に刷新するとともに、年次レポートの構成、内容につき大幅な見直しを行った。このほか、環境に関する展示会「エコプロ」に、展示内容、構成を従来から大きく改善したうえで、継続して出展した。

《再商品化実績》



令和4年度に、当協会に再商品化の実施を委託した特定事業者は、80,120社（前年度は80,253社）と3年連続で減少（前年度比▲133社）している。時系列で見ると、平成17年度に7万社を超え、ちょうど10年後の平成27年度に8万社台に達し、その後ほぼ横ばいの状況となっていたが、ここにきて減少傾向が続いている。

特定事業者が負担した再商品化実施委託料の総額は約441億円（同約488億円、前年度比▲9.6%）、受託量は137万4,021トン（同140万6,800トン）であった。素材別で見ると、その約9割をプラスチック製容器包装が占めている。

市町村からの4素材合計の容器包装廃棄物（分別基準適合物）の引取実績は、1,592市町村（前年度1,577）から、124万9,524トン（同127万8,154トン）であった。

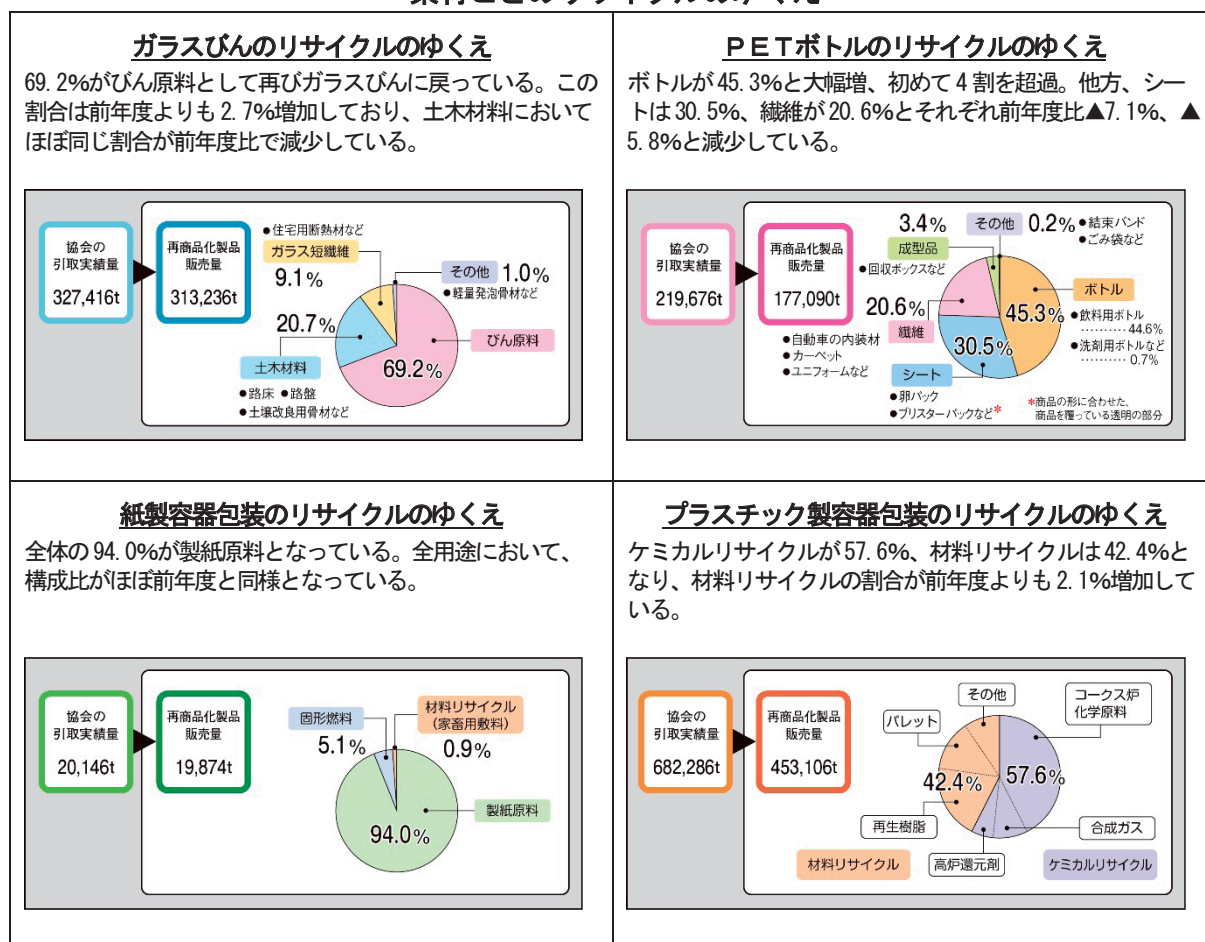
引取量の推移をみると、平成16年度に初めて100万トンを超え、平成20年度に110万トン台、平成23年度に120万トン台に達し、それ以降はほぼ横ばいから微増となり令和3年度に過去最多となった後、令和4年度は減少に転じた。

市町村からの引取量が28,630トン減少（前年度比▲2.2%）し、再商品化事業者に支払う再商品化委託費用も455億1,067万円と前年度より25億5,292万円（同▲5.3%）減少している。

再商品化事業の落札単価は、ここ数年上昇傾向が続いていたが、令和4年度においては素材別ではガラスびん以外は低下し、特に有償分委託料（再商品化事業者が当協会に受託料を支払い再商品化を実施）は、PETボトルの有償分が約170億3,300万円と大幅に増加した。この要因は、落札単価が通年で▲87,210円（前年度▲23,675円）となり、かつ有償割合が98.9%（同86.3%）と大きく有償に振れたことによるが、その背景にはバージン樹脂市況の高騰や飲料メーカーによる使用済みPETボトル需要の増大などが考えられる。

再商品化製品販売量は、4素材合計で96万3,306トン（前年度100万855トン、前年度比▲3.8%）となった。

素材ごとのリサイクルのゆくえ



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は100%にならない場合がある。

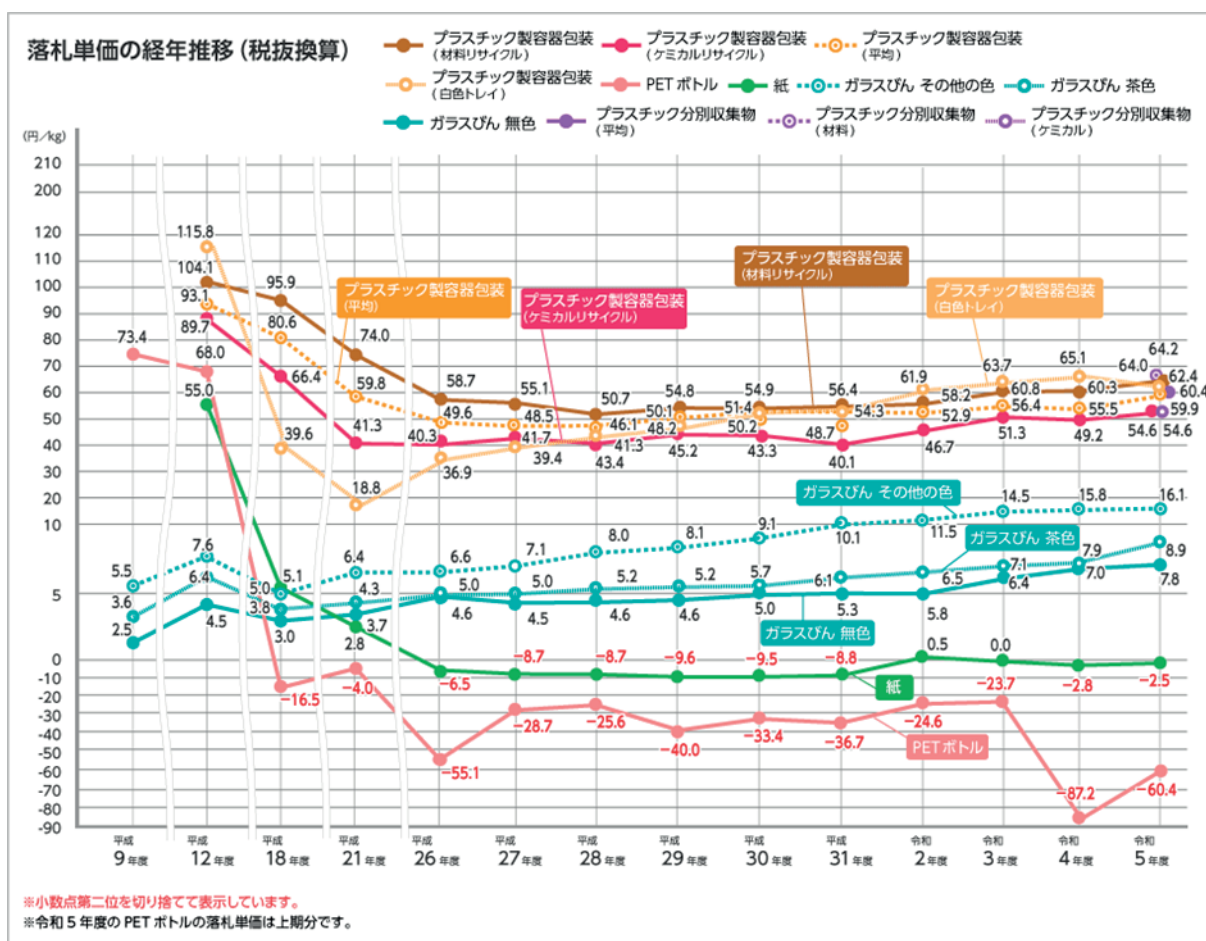
《令和5年度再商品化事業の入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移》

登録審査（令和4年7月登録申請、8～11月登録審査）に合格した事業者を対象に、令和4年12月～令和5年2月の間に（ガラスびん、紙：12/20～2/1、プラスチック：12/20～1/13、PETボトル：1/13～2/1）、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとに令和5年度の再商品化事業者（ガラスびん46社、PETボトル＜上期＞37社、紙43社、プラスチック35社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和5年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7月に入札選定を行う。（下表に掲載の令和5年度のPETボトルの平均落札単価は上期落札分）

素材ごとの落札結果などの詳細は、P-10～11参照。

再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



令和5年度分の落札単価（加重平均）は、全素材で前年度よりも上昇した（ガラスびん＋712円、PETボトル＋3,820円、紙＋320円、プラスチック（トレイを含む容器包装のみ）＋4,413円）。この要因としては、人件費、電気代、燃料費、輸送費など様々なコストの高騰が考えられる。

PETボトルに関しては、令和5年度上期の落札単価は▲60,376円/トンと、前年同期（▲64,196円）よりも3,820円逆有償に振れ、有償分比率は落札数量で98.3%（同98.7%）となった。

プラスチック製容器包装の落札単価は、手法別に見ると、材料リサイクルは63,974円/トン（前年度比＋3,646円、＋6.0%）、ケミカルリサイクルは54,612円/トン（前年度比＋5,376円、＋10.9%）と増加している。

Ⅱ 事業実施状況

容リ法第21条に基づく指定法人として、また公益財団法人として、令和4年度においても、①特定事業者からの委託による分別基準適合物の再商品化事業と、②再商品化事業の推進に資するための i. 情報の収集・提供、ii. 調査研究、iii. 説明会の開催、iv. 関係機関等との連携に取り組んだ。

定款に定める通り、当協会の目的はこれら事業の実施によって廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

令和4年度に実施した具体的な事業活動は、以下の通りである。

1. 容リ法に基づく再商品化の着実な遂行

指定法人である当協会が実施する再商品化業務は、商品の販売・輸入において容器や包装を用いる事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から受託した容器包装の再商品化業務、及び市町村から受託した小規模事業者分の容器包装の再商品化業務である。

具体的には、特定事業者等から支払われる再商品化実施委託料（小規模事業者分は市町村が負担）によって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3区分）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装の4素材の容器包装の再商品化（リサイクル）を行うものである。

令和4年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の数値、単位：千トン

特定分別基準適合物	4年度分別収集計画量 (a)	4年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	4年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	280 (282)	178 (181)	178 (181)	96 (96)	170.88 (173.76)
ガラスびん (茶色)	225 (228)	149 (152)	149 (152)	88 (86)	131.12 (131.72)
ガラスびん (その他の色)	191 (192)	131 (132)	131 (132)	92 (93)	120.52 (122.76)
PETボトル	314 (313)	416 (416)	314 (313)	100 (100)	314.00 (313.00)
紙製容器包装	101 (100)	205 (205)	※31 (30)	99 (99)	※30.69 (29.70)
プラスチック製容器包装	728 (726)	1,016 (1,014)	728 (726)	99 (99)	720.72 (718.74)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の令和4年度、3年度の再商品化義務総量は、環境省が調査した市町村独自処理分（4年度、3年度いずれも70千トン）を差し引いた量（4年度31千トン、3年度30千トン）に、特定事業者責任比率（d）をかけたもの。

主務大臣の認可を受けた素材ごとの令和4年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価＜消費税抜き＞
ガラスびん	無色	5,100 円 (4,600 円) / トン
	茶色	7,200 円 (6,400 円) / トン
	その他の色	23,600 円 (17,500 円) / トン
P E T ボトル		5,000 円 (4,500 円) / トン
紙		14,000 円 (16,000 円) / トン
プラスチック		53,000 円 (51,000 円) / トン

※ () 内は前年度委託単価

(1) 特定事業者から再商品化を受託

当協会では、特定事業者から容器包装の使用量に応じた再商品化を受託するにあたり、オンラインまたは各地商工会議所・商工会を通じて申込を受け付けた。

令和4年度の特定事業者からの再商品化受託実績は次の通り。

令和4年度再商品化の受託実績（特定事業者分） () 内は前年度

素 材	受託社数 (注)	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	2,942 (2,968)	352,566 (348,116)	4,122,543 (3,221,433)
無色	2,487 (2,525)	156,261 (151,119)	876,625 (764,662)
茶色	1,262 (1,277)	102,558 (109,371)	812,257 (769,969)
その他の色	1,035 (1,053)	93,747 (87,626)	2,433,660 (1,686,803)
P E T ボトル	1,179 (1,199)	193,994 (212,200)	1,066,969 (1,050,387)
紙	66,872 (66,602)	35,598 (33,984)	547,970 (597,866)
プラスチック	78,781 (78,875)	791,862 (812,501)	46,132,032 (45,551,224)
合 計	80,120 (80,253)	1,374,021 (1,406,800)	51,869,513 (50,420,911)

- (備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）や新聞販売所等は個店を1社としてカウントしている。
2. 本表の実績は、令和5年3月末日現在、確定精算前の数値。

(2) 市町村負担分の再商品化を受託

容器包装の再商品化義務の対象外となっている小規模事業者（容り法第2条第11項の四）に係る再商品化費用は市町村負担とされており、当協会では市町村と小規模事業者に係る再商品化の実施契約を締結し、令和4年度再商品化委託単価に基づき再商品化を受託・実施した。なお、P E T ボトルの製造・利用等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで再商品化費用は発生しなかった。

令和4年度再商品化の受託実績（市町村負担分） () 内は前年度

素 材	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	23,606 (24,618)	343,178 (267,018)
無色	3,613 (3,688)	20,267 (18,660)
茶色	10,870 (12,657)	86,093 (89,100)
その他の色	9,122 (8,273)	236,818 (159,257)
P E T ボトル	0 (0)	※ 124 (※ 131)
紙	196 (196)	3,020 (3,450)
プラスチック	5,602 (5,608)	326,578 (314,586)
合 計	29,404 (30,421)	672,900 (585,186)

(備考) 本表の実績は、令和5年3月末日現在の数値。

※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

(3) 市町村からの使用済み容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国 1,741 の市町村（令和 4 年 4 月 30 日現在、東京 23 区含む）のうち、1,592（前年度 1,577）と令和 4 年度業務実施契約（引取契約）を締結した。当該市町村が家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国 1,645（前年度 1,636）の保管施設ごとに、入札を実施し素材ごとに選定された再商品化事業者（2.（1）②参照）に再商品化業務を委託した。

令和 4 年度に市町村から引き取った使用済み容器包装の総量は、ガラスびん 327,416 トン（前年度比▲2.3%）、PET ボトル 219,676 トン（同▲7.1%）、紙製容器包装 20,146 トン（同+0.1%）、プラスチック製容器包装 682,286 トン（同▲0.6%）、合計 1,249,524 トン（▲2.2%）であった。

詳細は、別紙 1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載の、①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金及び抛却委託料金の精算

令和 5 年度においては、令和 4 年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、令和 3 年度の抛却委託料金の精算も行なう。個々の特定事業者の精算金額は、素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の令和4年度予定実施委託料金}}{\text{令和4年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）}}$$

令和4年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）

【注】精算率＝B／A×100%

（抛却委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛却委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の令和3年度予定抛却委託料金}}{\text{令和3年度再商品化予定抛却委託料金の総額（精算前 A）}}$$

令和3年度再商品化予定抛却委託料金の総額（精算前 A）

【注】精算率＝B／A×100%

(5) 市町村への資金抛却

①容リ法第 10 条の 2 に基づく市町村への資金の抛却

容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金抛却制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金抛却する仕組みである。各年度分を翌年9月に該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金抛却を行っている。

抛却額は下表のとおりであり、令和3年度分については前年度に続き抛却金は発生しなかった（0円）。

合理化抛却金推移

（金額単位：億円）

	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	元年度分	2年度分	3年度分
ガラスびん	0.03	—	—	—	0.22	—	—	—	—
PET ボトル	—	1.02	0.12	0.61	0.12	—	—	—	—
紙製容器包装	0.07	0.02	0.04	0.03	0.01	0.01	0.00	—	—
プラ製容器包装	21.17	12.85	16.06	24.38	—	—	1.38	—	—
合計	21.27	13.89	16.22	25.02	0.35	0.01	1.39	0	0

②有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入については、該当する市町村等に対して引取量及び落札単価に応じた資金拠出を実施した。令和4年度は、1,167市町村等へ約171億3,200万円（令和3年度は1,130市町村等へ約61億100万円）を拠出した。この拠出額は、過去最多であり100億円を超えるのは平成26年度に次ぎ2度目となる。

なお、市町村ごとの拠出情報については、ホームページにて公表している。

有償入札に伴う拠出金推移

（金額単位：億円）

	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	元年度分	2年度分	3年度分	4年度分
ガラスびん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	—
PETボトル	101.47	65.65	51.68	77.83	73.24	87.69	77.02	60.43	170.33
紙製容器包装	1.72	2.11	2.17	2.31	2.23	2.08	0.66	0.57	0.99
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	103.19	67.78	53.86	80.14	75.47	89.77	77.68	61.01	171.32

2. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進

（1）再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

適正な再商品化コストを確保するために、登録制度を通じた再商品化事業者の選定と、入札制度を通じた競争による再商品化実施費用の決定を行っている。

①令和5年度入札に向けた再商品化事業者登録

令和5年度入札に参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、令和4年7月に募集、8～10月に書面審査、現地審査を行った。その後、11月には弁護士と消費者代表に外部監査人として臨席いただき登録審査過程・内容の透明性と公平性を担保しつつ、判定会議を開催し登録事業者を決定した。なお、令和5年度分入札からプラスチックに関しては、従来のプラスチック製容器包装廃棄物（容リプラ）のみならずプラスチック資源循環法に基づく容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ等という）の再商品化業務の実施を希望する事業者についても登録の対象とした。

各事業者の審査は、再生処理施設的能力、再商品化製品の品質、販売能力や財政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと再生処理ガイドラインや審査マニュアル等に照らし合わせて行った。なお、財政的基礎の審査においては、債務超過等の問題を有する事業者について必要に応じ中小企業診断士等による財務診断を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格としている。

②令和5年度再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録した事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物もしくは分別収集物（容リプラ及び製品プラ等）ごとの落札事業者を決定のうえ、再商品化実施契約を締結した。

令和5年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は以下の通りである。

なお、PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は上期・下期の年2回入札を実施している。令和5年度分に関しては、上期分入札を令和5年1～2月に実施し（他素材よりも入札締切を3週間以上遅らせた）、下期分入札については令和5年7月に行う予定である。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は前年度

素 材		登録申込	登録	落札
ガラスびん		50社 (52社)	50社 (51社)	46社 (45社)
紙		52社 (52社)	52社 (52社)	43社 (43社)
プラスチック（容リプ ラ及び製品プラ等、白 色トレイを除く）	登録施設区分1	5社 (40社)	5社 (40社)	4社 (33社)
	登録施設区分 2及び3	34社（－）	34社（－）	28社（－）
白色トレイ		3社（4社）	3社（4社）	3社（3社）

- （備考） 1. 地域別・品目別の入札選定結果（保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村）は当協会ホームページで公表（令和5年4月）。
 2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。
 3. 登録施設区分1の事業者は容リプラ対応の施設に、登録施設区分2及び3の事業者は容リプラ及び製品プラ等対応の施設に入札できる。（区分2は一般廃棄物施設設置許可のみ有り、区分3は産業廃棄物施設設置許可も有り。令和5年度分については区分3の登録、落札はなし。）

ロ) PETボトル（令和5年度上期分）

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	46社 (45社)	44社 (45社)	37社 (35社)	—(32社)

- （備考） 1. 地域別・品目別の入札選定結果（保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村）は当協会ホームページで公表（令和5年4月）。
 2. 令和5年度下期入札は、令和5年7月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
 3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 令和5年度落札単価（素材ごと、前年度比較、令和5年3月末現在）

上記②の入札による令和5年度再商品化事業の落札単価は、次表の通りである。

プラスチック製容器包装については、落札単価の適正化を目的として平成30年度以降の入札において、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示などの運用を導入している。

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	前年度比 (a－b)
無 色	7,810	6,980	830
茶 色	8,881	7,859	1,022
その他の色	16,140	15,844	296
ガラス全体	11,548	10,836	712

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/㍑）			
		令和5年度 上期分 (a)	令和4年度 上期分 (b)	前期比 (a-b)	【参考】 令和4年度 下期分
PET 全体		-60,376	-64,196	3,820	-115,369
	有償分	-63,047	-66,340	3,293	-117,355
	逆有償分	97,797	95,147	2,650	132,035

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/㍑）		
		令和5年度(a)	令和4年度(b)	前年度比(a-b)
紙全体		-2,485	-2,805	320
	有償分	-9,797	-7,292	-2,505
	逆有償分	13,886	8,365	5,521

二) プラスチック製容器包装等

i. プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き

		落札単価（円/㍑）		
		令和5年度(a)	令和4年度(b)	前年度比(a-b)
材料リサイクル	白色トレイ	62,438	65,067	-2,629
	白色トレイ以外	63,974	60,328	3,646
ケミカルリサイクル	油化	-	-	-
	高炉還元剤化	43,237	41,257	1,980
	コークス炉化学原料化	56,350	49,448	6,902
	合成ガス化	51,840	53,155	-1,315
プラスチック全体		59,914	55,501	4,413

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

ii. 分別収集物（容リプラ及び製品プラ）の落札単価（加重平均）：消費税抜き

	令和5年度落札単価（円/㍑）		
	総合単価	容リプラ	製品プラ
材料リサイクル	64,248	64,454	63,405
ケミカルリサイクル	54,636	53,463	62,138
分別収集物全体	60,396	59,856	63,005

（備考）分別収集物の落札選定は、総合単価を基に行う。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤）炭化水素油（化学原料）ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

- （備考） 1. 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札の対象とはしていない。
 2. 高炉還元剤化及びコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

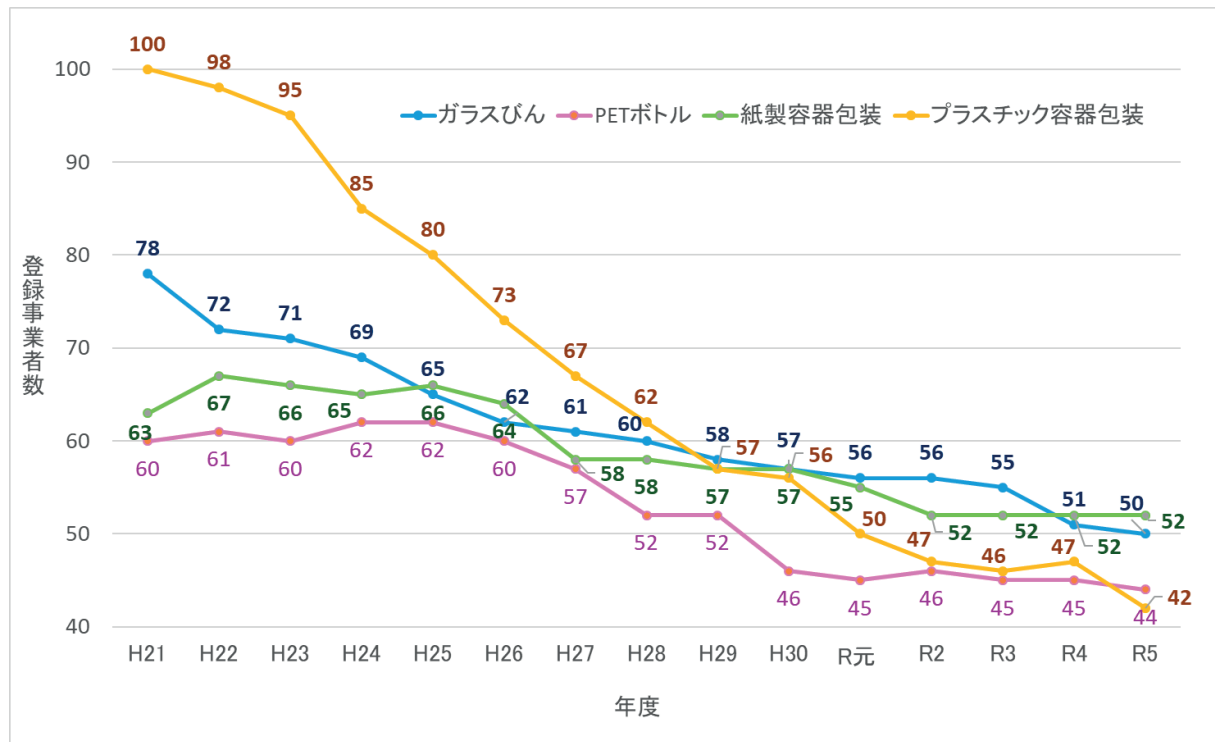
（２）再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

令和４年度は、資源・エネルギー価格の高騰、円安による輸入物価の上昇、世界的なインフレなどの大きな環境変化の中で、再商品化事業者の事業環境は、人件費をはじめ、電気代、燃料費、輸送費など様々な価格の高騰に直面し厳しい状況にあった。協会登録の再商品化事業者数は、プラスチック容器包装で１社増えたものの、当該事業者も当協会が定める再商品化製品の品質未達や管理不備等から途中で契約解除となり、持続的に事業実施できる再商品化事業者の確保が急務である。

容器包装リサイクルを着実に実施しつつ、令和５年度以降、新たにプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化を行うためには、再商品化能力と事業者の確保が不可欠であり、当協会として以下のような取り組みを行った。

- 再商品化能力調査を行い課題の把握とその解決に努めた。
 能力調査での主な課題は、①人手不足（再生処理施設の運転要員や運搬関連の人員不足）、②施設の老朽化（メンテナンス時間の確保や改修工事等によるライン停止）、③再商品化製品販売の低迷等であった。これらの課題について、国等との協議を通じ解決に向けた検討を行っている。
- 再商品化事業者の拡大に向け、市町村中間処理施設を運営している民間事業者や全国の産業廃棄物中間処理事業者等との連携を図り、新規登録申請に対する相談等のサポートを行った。
 また、再商品化事業者の負担軽減という観点から、登録手続はじめ再商品化に係る業務手続きの効率化を進めるべく、提出いただく事業者関連書類、施設関係書類等の簡素化と電子媒体による提出など手続きの合理化を図った。

【再商品化事業登録事業者数の推移】



(3) 再商品化事業に関する情報収集・把握の強化

従来から容器包装リサイクルを取り巻く環境の情報収集に取り組んできたが、再商品化製品利用製品、バーゲン原料利用製品、各素材の原材料品などに関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報などについても、幅広く情報の収集・把握に努めた。

また、それら情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響の把握に努め、再商品化事業の推進に役立てた。

さらに、日常的な業務報告だけでなく、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時最新の状況を把握するように努めた。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

① ガラスびん

受払い月報の精査、再商品化製品の利活用状況の把握などマスのフローの管理強化に注力した。

また、ここ数年の新型コロナウイルス感染拡大で市場に流通するガラスびんが減少しており、その影響を危惧する再商品化事業者の入札行動にも変化が生じる可能性が懸念されたことから、再商品化事業者の動向とともに、びんメーカーの生産・販売動向の把握に努めた。

② PETボトル

国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集を行った。また、独自処理を行っている市町村に関し独自処理の理由を調査するとともに当協会ルートの再商品化のメリットの訴求を図った。

③ 紙製容器包装

国内の古紙発生量が減少し世界的に古紙不足という状況の下、国内の古紙の需給状況や古紙の輸出動向を把握するとともに、紙製容器包装の需要予測のため、製紙会社及び再商品化事業者を訪問するなど、随時ヒアリングを行った。

また、市町村においても、新たな古紙回収方法を模索する動きが見られ、こうした動向も注視し情報収集に努めた。

④ プラスチック製容器包装

再商品化製品の販売状況を把握・分析するとともに、再商品化製品利用事業者サイドの需要に関する情報（製品仕様など）や、残さ処理状況について収集・把握し、入札制度の改善に向けた検討や再生処理事業者の新規参入・拡大に努めた。

なお、以上の他、プラスチックくず、古紙、ガラスびん等に関する輸出動向についても毎月輸出統計をもとにグラフ・表を作成し、ホームページに掲載した。

（４）分別基準適合物の品質向上に向けた調査と改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すため、当協会が再商品化を委託している再商品化事業者の協力の下、毎年度、分別基準適合物の「品質調査」を実施し品質改善に向けたアプローチを行っている。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響があるなかで、令和4年度も調査については必要最小限のものに留めざるを得なかった。素材ごとの取り組みは次のとおり。

① ガラスびん

ガラスびん3R促進協議会や再商品化事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうえ、市町村に対し収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上による収率の向上を図った。

② PETボトル

平成30年度から変更したバールの品質ガイドライン及び品質調査基準に基づき適切な調査を実施している。令和4年度は858カ所で品質調査を実施したところ、総合判定Aランク818カ所（95.3%）、Bランク29カ所（3.4%）、Dランク11カ所（1.3%）となり、丸ボトルは11カ所（1.3%）であった。

③ 紙製容器包装

引き取りのあった109カ所の保管施設全てについて調査した。その結果は、Aランク106カ所（97%）、Bランク2カ所（2%）、Dランク1カ所（1%）であり、概ね良好であった。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会った。

④ プラスチック製容器包装

イ) バール品質調査

令和4年度のバール品質調査においては、保管・中間処理施設744カ所中743カ所の調査を実施した。1カ所の未実施は、圧縮梱包機の故障により引き渡しができなくなったことによる調査見送りである。

調査結果は、容器包装比率でAランクが719カ所（96.8%：前年度98.0%）とやや悪化となり、破袋度評価ではAランクが703カ所（94.6%：前年度94.3%）で若干の改善

であった。また禁忌品混入評価は、Dランクが284件カ所（38.2%：前年度37.8%）と悪化している。

ロ）「出前講座」や「講演」の実施等

コロナ禍において、市町村等からの講座要請は極端に減っているが、一方でプラスチック資源循環法に関する勉強会や講演の依頼は多く、その機会を活用して「ベールの品質改善」や「リチウムイオン電池混入問題」の内容を盛り込んで、情報提供と問題提起、注意喚起を行った。令和4年度は、2市町村、4組織の6カ所で開催し327名の参加を得た。

令和4年度「出前講座」の開催実績

No	都道府県	市町村事務組合等	対象	実施月	参加者数 (人)
1	福岡県	九州一般廃棄物協議会	一般廃棄物収集運搬事業者、中間処理事業者	4月	46
2	鹿児島県	鹿児島県産業資源循環協会	一般廃棄物・産業廃棄物処理事業者	8月	19
3	沖縄県	沖縄県庁及び沖縄県内市町村	行政担当者	10月	39
4	東京都	全国容器循環協議会	市町村プラ・PET中間処理施設運営会社等	2月	27
5	東京都	日本産業機械工業会	リサイクル・廃棄物等の機械メーカー等	3月	136
6	東京都	青梅市	青梅市 廃棄物減量推進員	3月	60
	合計				327

1回の開催時間：1時間30分～2時間

・内容＝プラスチックリサイクルの現状と課題、リチウムイオン電池発火防止策、市町村中間処理施設での分別方法等

（５）現地検査等による再商品化業務の管理と更なる運用の改善

再商品化業務を厳正かつ着実に遂行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査を通じ適切な事業者管理に努めた。

特に、残渣処理の状況、引取量の変動、再商品化製品の需要・市場動向などに留意し、保管場所の確保を含めた在庫管理状況の的確な把握に努めた。また、現地検査の際には安全衛生・環境等に関するアドバイスなども行った。

なお、令和4年度においても前年度に続き新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人流抑制等により、現地検査は、年度後半に状況を確認しつつ徐々に回数を増やしていったものの、必要最小限に留めざるを得なかった。

素材ごとに行った現地検査の令和4年度実績は次のとおり。

令和4年度現地検査の実績

素 材	実 績（前年度）	
ガラスびん	45社 52施設	(25社 27施設)
PETボトル	27社 27施設	(11社 11施設)
紙	34社 42施設	(33社 36施設)
プラスチック	35社 38施設	(33社 41施設)

（備考）上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

このほか、再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとに再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検と合理化を図った。

3. プラスチック資源循環に係る新たなスキームの構築とその運用に向けた準備

プラスチック資源循環法が、令和4年4月1日に施行された。

同法では、①「設計・製造」段階で、環境配慮設計に関する指針を策定し、特に優れた製品設計を国が認定する、②「販売・提供」段階で、使い捨てプラスチックを提供する小売・サービス事業者等にリデュースの取組みを求める、③「排出・回収・リサイクル」段階で、家庭や事業所から排出されるプラスチック資源を回収・リサイクルしていく、と段階別に3つの取組みの柱を示している。

③の具体的な取組みとして、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化につき、i. 容リ法ルートを活用した取組み、ii. 国が認定する再商品化計画に基づく取組みの2つの新たな仕組みが創設された。

これらの仕組みによる再商品化は令和5年4月から実施となり、当協会が運用の多くを担うことから、令和4年度においては実際の運用に係る制度の設計と構築を行い、運用開始に備えた。

このため、事務局内にプラスチック容器事業部をはじめ、部署横断的なメンバーによる課題別のタスクフォースを編成し、内部で検討を行うとともに環境省及び経済産業省との事務レベルでの協議を毎週複数回行った。こうした協議等を経て、新たにプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を行うために必要となる様々なルールの設定、運用方法の追加・修正を行った。

そのうえで令和5年度からの再商品化事業開始に向けて、①再商品化事業者（プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を含む）の登録・入札・決定・契約、②市町村からの廃棄物の引渡し申込・契約、③上記①②の前段階における諸手続きに関する諸規程、ガイドライン、マニュアル、書式等の策定・整備、④前記③をはじめ制度運用に関する説明会等の開催（市町村、再商品化事業者、特定事業者それぞれの主体別に実施）、⑤ホームページ等を活用した制度の周知・広報、⑥コンピュータシステムの改修を行った。なお、システム開発については、国が費用負担を担うが、その予算制約のため、業務の一部は令和4年度においてはコンピュータシステム開発を断念し、手作業を強いられることとなったものもある。

具体的に行った取組みについては、以下（1）、（2）のとおり。

（1）プラスチック資源循環法 第32条対応（容リ法ルートを活用した再商品化）

①基準作成と周知

i. 市町村向け

- ・ 引き取り品質ガイドライン改定委員会を行い、新法に対応した令和5年度の市町村からの引き取り品質ガイドラインを作成した。
- ・ 引度量調査説明会を開催し、引き取り品質ガイドラインを含めた新法の申し込みに関する資料の説明を行い、引度量調査を実施した。
- ・ 新法に対応した市町村申込資料を作成のうえ、申し込みに関する説明会を開催し、適正な申し込みにつき周知した。

- ・ 製品プラ等に関する運用ルール（上限値設定）等を決定し、再商品化委託の申込受付を行った。

ii.再生処理事業者向け

- ・ 再生処理ガイドライン委員会を開催し、新法に対応した再生処理ガイドラインを作成した。
- ・ 再生処理ガイドライン等説明会を開催し、再生処理ガイドラインとその運用方法等の周知した。
- ・ 新法に対応した登録申請方法等を決定し、登録説明会で周知した。
- ・ 新法に対応した入札ルールを決定し、入札説明会で周知した。
- ・ 市町村向け、再生処理事業者向け、いずれも各種資料の内容については、環境省及び経済産業省と協議のうえ決定した。

②新法運用の体制構築

i. ベール品質調査（組成調査）

容りプラと製品プラを一括で収集している3市町村に協力を依頼し、年間を通じた分別収集物のベール品質調査のテストを行った。

その結果、季節変動を加味した組成比率変更基準（0.8倍～1.2倍）や、製品プラの判断基準を整備し、ベール品質調査に関する準備を行った。また、ベール品質調査委託先についても、必要な調査員の確保、マニュアル整備、調査員教育を実施した。

ii. 再生処理事業者管理

操業管理月報や各種報告事項の見直しを行った。また、新規再生処理事業者の申し込み増加や、認定書類確認のため、新規技術顧問の人数を増員した。

③新法に対応した登録、申し込み、入札選定

容りのみと分別収集物の区分けを行い、再生処理事業者の登録申請、市町村の申し込み、入札選定を行った。環境省のシステム開発予算が限られた状況のなか、大半の作業を手作業で実施した。

④その他

コンピューターシステムの改修を行ったほか、ホームページや会報で資料を掲載し、新たな制度及び運用に関する周知を図った。

（2）プラスチック資源循環促進法 第33条対応（認定計画に基づく再商品化）

当協会が、33条に基づく再商品化計画に関して、プラスチック容器包装廃棄物に関する再商品化実施委託料（特定事業者負担分のみ）の支払いを行うにあたり、再商品化実施委託料を支払っている特定事業者への説明責任を果たすため、生産管理月報、再商品化事業者への現地確認、ベール品質調査（組成調査）への立会い等、国と協議のうえ、ルールを決定した。

これらルールを含む令和5年4月からの運用を取りまとめ資料を作成のうえ、認定3市町村（再商品化事業者含む）に対し、国と共同で認定説明会を開催した。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、令和4年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

また、再商品化業務の公正性を担保すべく、不適正行為に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を厳正に適用した。

令和4年度の危機管理実績としては、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動3件（前年度5件）、「業務改善指示」は5件（前年度9件）、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を15件（同23件）発出した。

このほか、不適正行為通報（通報専用窓口を通じて把握した告発情報）が1件（同4件）あり適切に対応した。専用窓口に寄せられた不適正行為通報への対応については、風評被害につながることをないよう情報管理を含め慎重に対応した。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、当協会内部それぞれに関して想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期ごとに確認し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。

令和4年度においては、引き続き構築済みのバックアップ環境を駆使し、在宅勤務におけるリモートワークの実施によって役職員の安全を守りながら、通常通りの業務遂行を行うとともに、オンライン会議システムを活用して内部・外部とのミーティングを実施した。また、令和5年度のテレワーク勤務制度導入に向け、リモートでの作業環境の向上を図るため、ネットワークをリモートデスクトップ方式からVPNを使用したリモートアクセス方式へと変更した。

新型コロナウイルスの感染防止対策としては、事務局内ではマスクの着用、消毒アルコールによる手洗い、デスク間等のアクリル板の設置等を徹底した。また、再商品化事業者や中間処理施設等に対しては、ソーシャルディスタンスの確保をはじめ事務局同様の感染防止対策や安全・衛生対策の徹底を周知、依頼した。

(2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

主務省は、容器包装の再商品化義務履行に関して「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにもかかわらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を行っており、当協会も次に掲げる取組みを継続的に実施している。

○主務省を個別に訪問し、また定例の情報連絡会議の重要テーマと位置付け、ただ乗り事

業者への指導強化を要請するとともに、情報連絡会議等を通じ具体的対策の実施について協議

- 要請に基づき国へ特定事業者の申込関連情報等を提出
- 申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書によりリサイクル義務の確認と履行を要請（年4回：令和4年5月、8月、11月、令和5年2月）
- 主務省庁とも連携して特定事業者が比較的多く存在する業種別の団体を個別訪問し、容器包装リサイクル制度の周知・啓発を依頼
- 業界団体の名簿等による不履行特定事業者の洗い出し
- ECプラットフォームを個別訪問し出店企業への周知・啓発を依頼
- 消費者や特定事業者による監視機能等の観点から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載
- 全国各地の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会に依頼し、各団体及びその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施
- ただ乗り事業者対策の一環として、公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金（実施委託料及び抛出委託料）を当協会ホームページに掲載

なお、令和4年度は再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして420社（令和3年度は558社）から約5億4千万円（同約5億3千万円）を得た。

また、当協会と再商品化委託契約を締結しながら委託料金が未納となっている大口事業者3社には、顧問弁護士名で支払催告を行い、分割払いを希望した事業者には計画通りの支払いを定期的に督促している。

5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み

禁忌品の混入に関しては、特に、リチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙発火トラブルの発生が、令和4年度においても285件（前年283件）と依然として多発している。285件による再生処理事業者の処理ライン停止ロスの合計は約480時間（24h操業換算で約20日）に及び、消火剤や水、人件費等の多岐に渡る追加支出が生じるなど、再生処理事業者に深刻な悪影響が及んでおり、継続的な対応が必要となっている。

当協会としては、該当市町村に対し発煙発火トラブル全件の事故報告を行い、2件発生時点で電話通告、5件以上の場合は首長宛に改善計画策定と改善要請、10件を超える場合は現地訪問による改善計画内容の確認及び指導等を行っている。

また、令和4年度においては、既存の活動内容の強化とともに、新たな活動を展開した。

新規の活動としては、全国の日本フランチャイズチェーン協会（JFA）加盟のコンビニエンスストアのレジ画面での啓発活動を実施し、同活動について当協会として初の配信サービスを利用したプレスリリースを行った。

継続的活動としては、令和3年12月にNPO法人元気ネットと協働し「リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合」（以下、マルチステークホルダー会合という。）を開催した。同会合には、生活者、自治体、事業者等関係者及び主務省庁（オブザーバー参加）が会場及びWEBに約40名参加した。令和4年度については、7月6日に第2回目（会場及びWEB参加者約60名）、令和5年1月27日に第3回目（会場及びWEB参加者約60名）を開催した。

第2回では、小型充電電池のリサイクル団体やたばこ業界からリチウムイオン電池の回収や

リサイクル活動状況と課題について、リサイクル関連事業者からは現場での取り組みと課題について、自治体からは発煙発火トラブルの発生状況や選別場所での具体的な取り扱い状況について、生活者からは大規模マンションでの充電電池回収箱設置に向けた取り組みと課題や昨年作成の動画の活用等について、専門家からはリチウムイオン電池起因の火災等事故発生の現状と課題、国の検討会や自治体の取り組み、海外の電池回収システム評価等について、それぞれ発表がなされた。

第3回では当協会と日本たばこ協会から、コンビニエンスストアにおけるレジサイネージ掲出等について説明がなされた。このほか、環境省作成の「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」の紹介があり、自治体の対策事例や環境省のモデル事業等の先進事例を共有した。特に注目を集めたのは、回収された資源プラスチック等に混入しているリチウムイオン電池等の異物を検知、除去、発火発煙に対応し消火するシステムや機器の紹介であった。また、専門家からは、全国のリチウムイオン電池廃棄量や事故への対応事例の分析、海外との比較、リサイクル事業者からは実際の発煙事故の発生数や被害額等について報告がなされた。

その他、環境省作成の「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」について、自治体・関係者等への普及啓発に協力したほか、経済産業省主催の「リチウムイオン蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会」（非公開）に当協会職員が委員として参加した。同検討会での議論を踏まえ経済産業省よりアクションプランが発表される見込みである。

また令和5年4月よりプラスチック資源循環法に基づく新たな再商品化の運用が開始されることから、リチウムイオン電池等使用製品の混入増加が懸念されるため、エコプロ等のイベントを活用し、一般の方々への注意喚起を強化した。

6. 容器包装リサイクルに関する啓発活動の展開と強化

（1）ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者などを対象に、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行った。
- ② プラスチック資源循環法とそれに基づく施策、新たなスキーム等に関する専用コンテンツの作成、外部情報とのリンケージなど、ホームページの改修を進めた。
- ③ ホームページについては、引き続きQ&A集や容り法百科事典、再商品化委託申し込みに関する各種情報・データ等の内容の拡充を図りつつ、情報発信の対象を意識した見やすく分かりやすい構成、コンテンツ作りを進め、令和4年度のアクセス数は、年間約57万件（前年度比約2万件減）と約3%減少しているが、ページビューの数は、年間187万件（前年度比約7万件増）と約4%増えている。
- ④ 「容り協ニュース」（年3回・各8千部発刊）については、消費者への訴求力強化を念頭に紙面の刷新を行った。具体的には、取材を通じてリサイクル現場の状況やリサイクルのゆくえ、SDGsにも貢献している特定事業者の3R推進への取り組みや市町村及び再商品化事業者における品質向上の事例などの情報を積極的に発信した。
- ⑤ 年度毎の事業実績とその効果などを取りまとめた「年次レポート2022」（1万部発行）も大幅に刷新。より多くの方々の当協会の活動への理解、意識の醸成を図った。
- ⑥ 特定事業者に向けては、会議所ニュース（日本商工会議所発行）に容り法・制度の解

説記事を11回連載で掲載したほか、経団連タイムスとともに令和5年度向け再商品化委託申し込みの広告を掲載した。

(2) メディアやイベント等を活用した広報活動の積極展開

① マスメディア（新聞・雑誌等）の取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装の再商品化業務の内容等について、広く社会一般の認知度向上に努めた。

② 容器包装リサイクル推進関係団体と連携し、環境に関する展示会「エコプロ2022」に出展した。従来のステークホルダー向けの内容から一般の方々の容器包装リサイクルへの参加意識向上を目指し、事前の十分な検討により展示内容、構成についての刷新を図った。

(3) 各種説明会等による普及・啓発

① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施した。

特に、プラスチック資源循環法に基づく新たなスキームに関しては、国とも連携し、市町村向け、再商品化事業者向けに、説明会を複数回開催した。

② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容器包装リサイクル制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図った。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容器包装リサイクル制度担当職員向け研修会へ講師を派遣し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図った。

イ) 令和5年度プラスチック資源循環法 第32条に基づく再商品化に関する市町村・一部事務組合向け説明会

令和5年度より、市町村等がプラスチック資源循環法 第32条に係る分別収集物（市町村が分別収集したプラスチック製容器包装及び製品プラ等）の再商品化を当協会に委託する際の手続き等について、オンラインにより説明会を6回開催した。

具体的には、申込注意事項、引き取り品質ガイドライン、ベール品質調査（組成調査）の実施要領、再商品化事業者の入札選定方法及び市町村による製品プラ等の上限価格の設定、市町村が負担する再商品化コスト、今後のスケジュール等について説明した。

開催日	時間帯		出席市町村等数
4年6月29日	①	10：00～12：00	160
	②	13：30～15：30	167
4年6月30日	③	10：00～12：00	151
	④	13：30～15：30	173

4年7月1日	⑤	10：00～12：00	132
	⑥	13：30～15：30	144

ロ) 令和5年度再商品化希望事業者向け説明会

令和5年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る告知を、令和4年7月1日付官報等で行った。その後、7月7日及び8日に再商品化業務の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、オンラインと会議室での併用で開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	4年7月8日 10：30～12：00	オンライン 及び協会大会議室	58名（44社）
P E Tボトル	4年7月8日 13：30～15：30	オンライン 及び協会大会議室	76名（46社）
紙	4年7月7日 10：30～12：00	オンライン 及び協会大会議室	45名（38社）
プラスチック	4年7月7日 13：00～16：00	オンライン	55社（37名）

ハ) 令和5年度市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者向け説明会

令和5年度再商品化業務の実施に向け、市町村等の担当者を対象とした説明会を全国5都市で6回開催したほか、令和5年度「プラスチック資源循環法」に基づく当協会への再商品化委託申込時の注意点についての動画を作成しホームページで配信した。

開催地	開催日	会 場	出席者数(市町村・一部事務組合等数)
東 京①	4年11月1日 13:00～16:00	TKP新橋カンファレンスセンター	73名（73市町村等）
東 京②	4年11月2日 13:00～16:00	TKP新橋カンファレンスセンター	113名（113市町村等）
札 幌	4年11月4日 13:00～16:00	ANAクラウンプラザホテル	48名（47市町村等）
仙 台	4年11月4日 13:00～16:00	ホテルメトロポリタン仙台	34名（34市町村等）
大 阪	4年11月7日 13:00～16:00	ホテルマイステイズ新大阪 コンファレンスセンター	94名（92市町村等）
福 岡	4年11月8日 13:00～16:00	アークホテルロイヤル福岡 天神	70名（70市町村等）

二) 令和5年度再商品化業務に関する入札説明会

令和5年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、P E Tボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務に関する入札説明会をオンラインと会議室の併用にて開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等につき説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	4年12月15日 10:30～12:00	オンライン 及び協会大会議室	58名（44社）
P E Tボトル	4年12月16日 13:30～15:30	オンライン 及び協会大会議室	77名（45社）

紙	4年12月16日 10:30～12:00	オンライン 及び協会大会議室	42名 (38社)
プラスチック	4年12月15日 13:00～16:00	オンライン	64名 (37社)

ホ) 令和5年度の再商品化業務契約事業者の業務手続きに関する説明会

令和5年度の契約予定再生処理事業者を対象とした業務手続きに関する説明会を令和5年3月に開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	5年3月9日 10:30～12:00	オンライン 及び協会大会議室	53名 (44社)
P E Tボトル	5年3月9日 13:30～15:00	オンライン 及び協会大会議室	65名 (37社)
紙	5年3月10日 10:30～12:00	オンライン 及び協会大会議室	33名 (32社)
プラスチック	5年3月10日 13:00～16:00	オンライン 及びAP虎ノ門 会議室A	70名 (34社)

(4) 各種関連事業への後援・協賛等

令和4年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った事業等は次のとおり。

主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
4年5月25日～ 27日 (於：東京ビッグ サイト)	2022NEW 環境展	日報ビジネス㈱	様々な環境技術・サービスを一堂に展示情報発信する事により環境保全への啓発を行い、国民生活の安定と環境関連産業の発展を目的とする	協賛
4年10月1日 (於：中央区佃小 学校)	第19回 2022年 子どもとためす 環境まつり	中央区環境保全 ネットワーク	子ども達に体験を通して環境問題を理解し、興味を持ち、「気づく」ことがかなえられる機会を提供する	出展
4年10月12日～ 24日 (於：東京ビッグ サイト)	TOKYO PACK2022 -2022 東京国際 包装展	公益社団法人日 本包装技術協会	包装、包材、関連機器類の技術振興をはかり、商談や交流及び情報発信の場として国際的な視野に立った社会の発展に資することを目的とする	協賛
5年1月23日 (於：K F C Hall&Room)	第17回容器包 装3R推進フォ ーラム	3R推進団体連 絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3R推進について考える	後援
5年3月26日 (オンラインと 会場のハイブリ ット開催 於： 国立オリンピッ ク記念青少年総 合センター)	こどもエコクラ ブ全国フェスティ バル2023	公益財団法人日 本環境協会	環境活動を実践している子どもたちが相互の交流を深め、環境に対する責任と役割を理解し、環境問題を解決する力を育む	出展

主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
4年6月1日 (オンライン開催)	令和4年度食品産業環境業務研修 「容器包装リサイクル法における再商品化委託について」	農林水産省	西山 純生 代表 理事・専務理事 大竹 恵美 企画 広報部 課長 (コールセンター長)
4年6月24日 (オンラインと会場のハイブリット開催 於：日本貿易会会議室)	地球環境委員会 「容器包装リサイクル法について」	日本貿易会	西山 純生 代表 理事・専務理事
4年7月21日 (オンライン開催)	リチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策に関するオンライン説明会 「プラスチックリサイクルの現状と課題 及び リチウムイオン電池内臓製品による発火事故」	環境省	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年8月24日 (オンライン開催)	産業廃棄物処理事業向け経営戦略セミナー 「プラスチックリサイクルの現状と課題 及び リチウムイオン電池内臓製品による発火事故」	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年9月22日 (オンライン開催)	J P I WEBフォーラム 「容リ制度や容リ協の役割と内容、容器包装リサイクルを取り巻く現状」 「令和5年度より実施のプラ新法の内容と想定される影響」	公益財団法人日本包装技術協会	西山 純生 代表 理事・専務理事 清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年10月12日 (於：日本教育会館)	2022 秋 廃プラ実務セミナー 「容器包装リサイクルの現場にみるプラ循環の課題と今後の展望」	日報ビジネス株式会社	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年11月11日 (於：奈良県経済倶楽部)	令和4年度 市町村 プラスチック資源循環 研修会【プラスチック資源循環の法制度を理解する】 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	3R活動推進フォーラム	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年11月24日 (於：AP虎ノ門)	2022 年度第1回 3R 推進セミナー 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年11月25日 4年12月14日 5年1月18日 (オンライン開催)	3R 推進セミナー (富山県向け、愛媛県向け、兵庫県向け) 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	環境省	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長

4 年 11 月 30 日 4 年 12 月 21 日 (オンライン開催)	消費者対話集会 (東京・大阪) 「プラスチックリサイクルの 現状と課題」 「リチウムイオン電池内蔵製 品 による発火事故と対策」	一般財団法人日 本化学工業協会	清水 健太郎 プ ラスチック容器事 業部 課長
4 年 12 月 19 日 (オンライン開催)	酒中連 副会長・専務理事等 会議 「容器包装リサイクル法の義 務履行について」	酒類業中央団体 連絡協議会	西山 純生 代表 理事・専務理事
5 年 2 月 9 日 (オンラインと会場 のハイブリット開催 於：ラボール京都)	プラスチック資源循環を考 える 「容リ制度とプラスチックリ サイクルの現状と課題」	特定非営利活動 法人コンシュー マーズ京都(京都 消団連)	清水 健太郎 プ ラスチック容器事 業部 課長
5 年 2 月 16 日 (於：東京會館)	第 3 回国際経済・第 3 回情報 化・第 2 回エネルギー・環境・ 第 3 回国民生活合同委員会 「容器包装リサイクル法の義 務履行について」	日本商工会議所	栗原 博 代表理 事・常務理事
5 年 3 月 29 日 (於：愛知県薬剤師会 館)	SDG s 研修会 「容器包装リサイクル法の義 務履行について」	愛知県化粧品工 業協同組合／中 部化粧品工業会	西山 純生 代表 理事・専務理事 大竹 恵美 企画 広報部 課長(コー ルセンター長)

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

容リ制度を円滑に推進するため、主務 5 省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年 4 回開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行い、特に当年度はただ乗り対策について各主務省庁との情報交換に注力した。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4 素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体と随時、交流、情報交換を行った。

(2) 海外関係機関との交流促進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人の移動の制限等から、諸外国からの意見交換会や説明会の開催依頼がなくなり、また当初予定していた欧州への視察団の派遣も取りやめた。オンラインでも 5 月のマレーシアの研究グループと行った意見交換会の 1 件にとどまった。

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大している。それらに適切に対応していくため、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得を図るべく、全役職員を対象とした研修と勉強会、役職別の研修を計画的に実施した。

(2) ICT（情報通信技術）活用による業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続きICTの活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組んだ。具体的には、ポータブルPC端末のさらなる活用の促進、WEB会議システム、プロジェクターを活用した内部会議のペーパーレス化を徹底したほか、在宅勤務に対応した情報通信環境の向上、活用、スマートホンの全職員への貸与などを行った。

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

業務の適正・着実な執行体制の整備、危機管理の徹底、組織倫理の周知などを通じ、従前にも増してガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように万全を期した。

具体的には、内部監査に基づき、職員の法令順守に関する理解促進のための仕組み（規程に関する定期的なクイズ形式の出題・回答）を継続的に実施した。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：令和4年6月10日（金）13時30分～15時00分

○場 所：オンライン 及び 協会大会議室

○理事出席：14名

○議 事：

今回の理事会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 令和3年度事業報告（案）について
- ② 令和3年度財務諸表（案）について
- ③ 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長の指示により、資料に基づき、①については先ず、西山専務理事より令和3年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和3年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、本間監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

プラスチック資源循環法対応で、容りの再商品化業務規程は改正するが、製品プラに関する業務規程については、当初策定されないという話があった。この件について、内部統制上、如何なものかと本間監事に質問をし、「疑問に思う」といったやり取りがあったが、議事録に残っていないのは残念である。その後の理事会で策定する方向で進める説明を受けたが、現状の進捗状況、スケジュール感を教えていただきたい。

【栗原常務理事】

新しいスキームについては詳細が確定していない。例えば製品プラについては市町村と契約を結ぶ必要があるが、細かい点がまだ決まっていない。製品プラについても再商品化業務規程を策定する予定ではあるが、現時点ではまだできていない。スケジュール感では、今年12月の理事会、評議員会あたりでご審議いただくことを想定している。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

本日の議事を見ると、本間監事が今期で退任されるようなので残念であるが、先ほどの再商品化業務規程に関して議事録に記載が無かったことについてコメントはあるか。

【本間監事】

議事録は、その重要度等を加味して作成されていると思う。この件については、私も後から確認したところ、今、栗原常務理事から説明があったように、これから作成するということなので、川村理事のご意見は十分に反映されていると感じたので宜しいと思う。

④ 評議員会への提案事項について

(ア) 任期満了に伴う評議員（第４期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から、任期満了となる評議員の選任に関して、評議員（第４期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

なお、第４期評議員の任期は６月２８日開催の令和４年度定時評議員会終結後より令和８年６月開催の定時評議員会終結時までとなる。

足立 夏子	阿部 勲	新井 智男	井岡 智子
石川 雅紀	伊藤 章	岩鍛冶 淳	岩田 淳
岩濱 洋海	江國 清志	大熊 洋二	大隅 和昭
大塚 直	大山 誠一郎	岡南 啓司	尾辻 昭秀
苧野 恭成	桂川 孝裕	加藤 宏治	金丸 康夫
川村 和彦	岸野 博行	清原 隆生	倉持 徹雄
古賀 明	小林 治彦	小松崎 眞	西條 宏之
齊藤 昭	斉藤 崇	佐藤 哲哉	佐藤 昌弘
渋谷 浩	曾根 則人	高崎 政則	田中 要範
田辺 義貴	鶴見 和良	土橋 芳和	中井 義兼
那須 俊一	沼田 一政	般若 攝也	藤森 久次
牧野 剛	本木 時久	安田 洋子	山田 政雄
山本 順二	吉田 竹志	和田 務	

(イ) 任期満了に伴う監事（第４期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期満了となる監事の選任に関して、監事（第４期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

なお、第４期監事の任期は６月２８日開催の令和４年度定時評議員会終結後より令和８年６月開催の定時評議員会終結時までとなる。

志村 晃司	古田 茂
-------	------

(ウ) 理事の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における理事の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
小松 郁夫	秋野 卓也
山田 重紀	吉永 茂樹
原田 隆行	奥田 辰幸
長塚 真行	堀田 肇

⑤ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、昨年「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正があり、役員等賠償責任保険契約の内容の決定をするには理事会の決議を経る必要があること、併せて明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【田中 希幸 理事（ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長）】

特段異議は無いが、本来的にはガバナンスが利いていて保険等のご厄介にならないような形で運営していただくのが重要だと思っている。ガバナンスを利かした協会運営をお願いしたい。

【澤田理事長】

今の言葉も踏まえ、ガバナンスの利いた運営をして参りたい。

⑥ 令和4年度定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催日程と議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、開催日程と議事等（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

① 普及啓発・リスク管理に係る令和3年度報告（令和4年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、長塚企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償及び逆有償落札状況などの令和4年度「落札結果」、ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート、メディアやイベントを活用した広報活動の展開等の「普及啓発活動」及び危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報・危機管理体制の維持強化など令和3年度「リスク管理」について報告した。

② 令和3年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和3年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

③ 令和3年度発火トラブル報告及び令和4年度対応（プラスチック）について

議長の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラ

スチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和3年度件数を報告し、「コンビニエンスストアとたばこ協会の連携協力による消費者への廃棄方法啓発」等、起因品に係る製造者や販売者への働きかけを含む、令和4年度対応計画について報告した。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【澤田理事長】

この283件という件数は、プラスチック製容器包装の再生処理事業者での件数で、一般ごみではまた別に発火トラブルがあるということか。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

市町村の中間処理事業者などの会合に行くと、桁が万の単位になると報告を受けている。

【澤田理事長】

これは重い問題として捉えないといけない。効果的な形で啓発し、消費者自身がやっていることが、どのような事態を引き起こしているかを知ってもらうことは非常に大切なことである。

(2) 定時評議員会

○日 時：令和4年6月28日（火） 13時30分～15時00分

○場 所：オンライン 及び AP虎ノ門 会議室A

○評議員出席：34名

○議 事：

今回の評議員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 任期満了に伴う評議員（第4期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から、任期満了となる評議員の選任に関して、評議員（第4期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、第4期評議員の任期はこの定時評議員会終結後より令和8年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

足立 夏子	阿部 勲	新井 智男	井岡 智子
石川 雅紀	伊藤 章	岩鍛冶 淳	岩田 淳
岩濱 洋海	江國 清志	大熊 洋二	大隅 和昭
大塚 直	大山 誠一郎	岡南 啓司	尾辻 昭秀
苧野 恭成	桂川 孝裕	加藤 宏治	金丸 康夫
川村 和彦	岸野 博行	清原 隆生	倉持 徹雄

古賀 明	小林 治彦	小松崎 眞	西條 宏之
齊藤 昭	齊藤 崇	佐藤 哲哉	佐藤 昌弘
佐南谷 英龍	渋谷 浩	高崎 政則	田中 要範
田辺 義貴	鶴見 和良	土橋 芳和	中井 義兼
那須 俊一	沼田 一政	般若 攝也	藤森 久次
牧野 剛	本木 時久	安田 洋子	山田 政雄
山本 順二	吉田 竹志	和田 務	

② 任期満了に伴う監事（第４期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期満了となる監事の選任に関して、監事（第４期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、第４期監事の任期はこの定時評議員会終結後より令和８年６月開催の定時評議員会終結時までとなる。

志村 晃司	古田 茂
-------	------

③ 理事の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における理事の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
小松 郁夫	秋野 卓也
山田 重紀	吉永 茂樹
原田 隆行	奥田 辰幸
長塚 真行	堀田 肇

<報告事項>

① 令和３年度事業報告について

② 令和３年度財務諸表について

議長の指示により、６月１０日開催の当協会令和４年度第１回定時理事会で承認された「令和３年度事業報告」及び「令和３年度財務諸表」について、一括して報告した。

「令和３年度事業報告」については先ず、西山専務理事より令和３年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和３年度事業報告の概要について説明した。また、「令和３年度財務諸表」については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明した。

③ 普及啓発・リスク管理に係る令和３年度報告（令和４年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、長塚企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償及び逆有償落札状況などの令和４年度「落札結果」、ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート、メディアやイベントを活用した広報活動の展開等の「普及啓発活動」及び危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報・危機管理体制の維持強化など令和３年度「リスク管理」について報告した。

④ 令和3年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和3年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

⑤ 令和3年度発火トラブル報告及び令和4年度対応（プラスチック）について

議長の指示により、石川理事から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和3年度件数を報告し、「コンビニエンスストアとたばこ協会の連携協力による消費者への廃棄方法啓発」等、起因品に係る製造者や販売者への働きかけを含む、令和4年度対応計画について報告した。

⑥ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、6月10日の定時理事会で決議された、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について報告した。

2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会

（1）第1回臨時理事会

○日 時：令和4年6月28日（火）16時00分～16時15分

○場 所：オンライン 及び 協会大会議室

○理事出席：18名

○議 事：

今回の理事会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 業務執行理事の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、業務執行理事の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、長塚真行氏が出席理事全員の賛成により、異議なく「業務執行理事」に選任された。

（2）第2回臨時理事会

○日 時：令和4年10月21日（金）16時00分～17時00分

○場 所：オンライン 及び 協会大会議室

○理事出席：16名

○議 事：

今回の理事会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 令和5年度 再商品化実施委託単価（案）、令和5年度 市町村経費単価（案）及び令和4年度 抛出委託単価（案）について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から令和5年度再商品化実施委託単価（案）及び令和4年度 抛出委託単価（案）について、また、高松理事・事務局長から令和5年度 市町村経費単価（案）について資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

- ② 製品プラ等に関する「再商品化業務規程」（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から製品プラ等に関する「再商品化業務規程」（案）について資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

プラ資源循環法が施行され、実際の運用は来年の4月から始まるが、来年度理事長の交代に関し、当推進協議会の推薦者が理事長に就任する予定であることも含め、内部統制の強化、確認についてお願いをしていた。製品プラの業務規程案を作成していただいたことについて改めて感謝する。業務規程の運用にあたっては、これからさらなる細則等を検討し制定されていくことを確認したい。また、本日オブザーバーとして参加している国の方々にも、プラ資源循環法の施行にあたり、特定事業者の費用負担増が無いようにしていくことを約束していただいているため、その趣旨に沿った運用となるようお願いしたい。

【栗原常務理事】

細かい規程等について、この場での説明は行わないが当然ながら適正な運用となるよう、手順も含めて運用についてはルールを決めて関係者にも周知し、適切に実施できるよう努めていく。

【澤田理事長】

実際に運用が始まらないと見えてこない部分もあるが、問題の無いように進めていくことを当協会としてもお約束する。また、特定事業者からお預かりしている委託料についても、大切に使うべく、各省庁と進めていく。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

製品プラが入ってきた時、様々な事情で再商品化にトラブルが起きることが想定される。市町村からの引取量が再商品化能力を上回ることが想定される中で、契約上、容リ協会が製品プラの再商品化を果たす義務は、法律上はどのような位置づけになるのか。契約した製品プラは、能力を超えたとしてもすべて再商品化をするという考えになるのか。32条の場合は容リ法の登録事業者が入札するが、33条は異なるため、その場合の契約形態や義務、責任範囲の考え方を伺いたい。ガイドライ

ンや諸対策について、契約書の記載内容は不明だが、方向性を知りたい。

特に、特定事業者が気にしているのは、正確性を担保するために組成調査の結果で按分することについてであり、心配の声が挙がっている。それによって負担が増えることを懸念している。条文を読む限り、そのあたりが見えない。

一方、33条の再商品化計画の認可は主務大臣のため、責任も主務大臣となるのか。処理能力については様々な数字があるが、先程報告のあった来年度の収集見込量が令和3年度の能力をすでに超えている。能力増があったと聞いているが、非常に厳しい状況が想定され、現実問題として運用が懸念される。

【長塚理事・企画広報部長】

32条については、総再商品化能力を超えた場合に再商品化を断ることができるよう、容リ法と同趣旨のものが契約に含まれている。32条の契約のひな型は、主務省庁からも承認いただいている。32条の契約の基本的な骨子は、容リ法の分別基準適合物に則したものとなっているが、分別収集物については容リプラと製品プラの組成比率が重要であるため、当協会として再生処理事業者と協力しながらその確認ができるようにし、これについて市町村から妨害等があれば、引き取りを拒否する等のペナルティを定めている。また、再生処理事業者に対しても、市町村と結託するようなことがあれば、措置が発動できるような措置規程の改正を進めている。

認定計画に係ることについては、省庁と調整中ではあるが、原則として市町村がすべての責任を全面的かつ一義的に負うことになり、それに生ずる負担については、容リ協は一切免責するという条項を入れることについて“問題ない”という話になっている。現在の分別基準適合物では、不当な処理等がなされないよう、そのプロセスについて当協会が適宜モニタリングできる仕組みが整えられており、代金の支払いについても、販売状況を確認したうえで支払う仕組みとなっている。しかし、認定計画では、分別収集物を引き取った段階で、その中の分別基準適合物に相当する部分について再商品化実施者に委託料相当額を実施料として支払うこととなっている。そのため、容リプラと製品プラの比率をしっかりとチェックする必要がある。我々も特定事業者から受託者責任を負って委託料をお預かりしているため、どのような形でモニタリングさせていただけるのか、併せて不公正な結果が露見したとき、例えば、実施料の支払いを留保させていただくなどの当協会の対抗案、またはそれについての市町村としての責任の取り方などを国へ提案し、議論しているところである。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

今伺った、責任の所在や再商品化の実施を断れる等の、国とのやり取りというのは、文書で残るのか。

【長塚理事・企画広報部長】

32条の総再商品化処理能力を超えた際の扱いについては、市町村との契約のひな型に盛り込まれる予定である。

33条についてのやり取りについて、ドラフトを相互にやり取りしている中での確認はできるが、その途中経過の公開についてはご容赦いただきたい。いずれにせよ、当協会の免責事項及び一義的に市町村が責任を負う旨について、条文の中に記載する予定であり、その部分については国より“異存はない”との回答を頂いている。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

33 条スキームに移行していくことが増えるだろうと予測している。当初は少ないが、コストを考えると移行し、同スキームにおいては入札がないことから癒着が行われる心配がある。

再商品化の手法については、主務大臣の認可があれば、ケミカルの 4 手法と材料以外も可能なのか、その場合、サーマルリカバリーをするのかしないのか、市町村の作成する計画には記載されることにならないのか。

コストにも関わることであり、質の問題を心配している。また、再商品化の販売実績についても、何をもって販売とするのか、手法や用途によって差があるのではないか。特定事業者としては、可能であれば事前に情報を頂きたい。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

33 条のスキームについては、現行の容リ法と同等の再商品化手法である。プラ法の再資源化については、サーマルリカバリーも手法としてありうる記載となっているが、それとは一線を画して、現行の容リ法の方針を適用するという方針としている。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

サーマルについては色々な意見があり、協会というより役所にしっかり管理してもらわなければ困る。サーマルをどう位置付けるか重要な問題である。

【澤田理事長】

いろいろなご意見を踏まえながら、進めていきたいと考えている。

<報告事項>

- ① 令和 4 年度協会上期事業活動報告（PET ボトル下期落札結果含む）について
議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、（ア）令和 4 年度下期 PET ボトル落札結果、（イ）令和 4 年度引取・再商品化製品販売状況、（ウ）不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化、（エ）リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み、（オ）新型コロナウイルス感染症の影響につき報告があった。
- ② 第 2 回定時理事会 及び 臨時評議員会の開催について
議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、今後の理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

（1）第2回定時理事会

- 日 時：令和 4 年 12 月 5 日（月）10 時 30 分～12 時 00 分
- 場 所：オンライン 及び 協会大会議室
- 理事出席：19 名
- 議 事：

今回の理事会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

＜審議事項＞

① 評議員会への提案事項

(ア) 令和5年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和5年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和5年度事業計画（案）の概要について説明した。

(イ) 令和5年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和5年度収支予算（案）に関して説明し、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案について、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

なお、令和5年度事業計画（案）、収支予算（案）について説明後の意見、質疑応答については次のとおり。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

計画書について異論があるということでは無いが、特定事業者の立場としてのお願いである。

冒頭でご説明いただいたフロー図にも記載があるように、来年度プラ関係だけで60億円の負担増になる。令和6年度以降も量が増えていき、環境省の推定によれば、2030年までに製品プラも含めて収集量が100万トン増加するとも予想されている。そういった費用増に対して、容リ協会で合理化などのコスト削減努力をされていることは承知しているが、手が届かないところや情報収集等が難しいところもあるかと思う。

そこをお願いとなるが、費用の合理化に向けた諸施策について、今後より一層の連携、協力体制の強化を進めていきたいと考える。具体的には、情報が疎になっている事業者へ協力を求める、例えば新規参入の再商品化事業者や市町村について情報連携をさせていただきたい。

また、海外情報や新技術の実証についても、様々な計画があるが、我々が単独では出来ないこともあるので、より一層の協力体制の強化をお願いしたい。

【栗原常務理事】

市町村は今までとは違う立場となり、特定事業者と同じように再商品化事業の費用負担者となる。そういった意味で、ご指摘のように様々な関係機関との幅広い連携強化が必要になると考えている。

【澤田理事長】

まだ見えない部分が見える化するなど、具体的な協力・連携が重要と考えている。政策についても、お互いに協力して進めたい。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

具体的には、材料リサイクルでは用途拡大等々の話があるが、リサイクラーの後工程

のグレードアップが課題となる。この対応として、特定事業者以外との協力体制の構築が必要であり、その連携は可能と考えている。

ケミカルの今後については、学識者との連携も大事になってくると思うが、容リ協会では届かない部分や情報について、我々で進めているので、連携する意味があると思う。

(ウ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
佐々木 淳	苧野 恭成

(エ) 理事の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
佐藤 克彦	吉田 雅治

② 令和4年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和4年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和4年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。併せて各理事から6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

なお、業務執行理事の職務執行報告について説明後の意見、質疑応答については次のとおり。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

職務執行報告については当局から明確な指導を受けての対応ということだが、口頭で述べるだけではなく書類も必要ではないか。志村監事は他の団体の状況をご存じだと思うのでコメントを頂きたい。

【志村監事】

立入検査は検査員によりニュアンスが異なることがあるが、書式に書いて報告することが多い。執行状況表を作成し何を行ったか簡単に書いておけば、細かく書く必要はないと思う。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

仕事を増やすつもりは無いが、次回検査において指導を受けずに済むよう、簡略な形で良いのでご検討いただければと思う。

【西山専務理事】

口頭報告自体も初めてで分からないこともあったが、次回から書面の準備について検討させていただく。

② 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、長塚理事から資料に基づき、リチウムイオン電池を含む電子機器等の危険品混入防止の取り組み、令和5年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の維持強化等について報告があった。併せて6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

③ 業務執行理事の職務執行報告

先ず議長である澤田理事長から報告があり、次に議長の指示により、西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

(3) 臨時評議員会

○日 時：令和4年12月13日（火） 13時30分～14時50分

○場 所：オンライン 及び AP虎ノ門 会議室C+D

○評議員出席：38名

○議 事：

なお、今回の評議員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 令和5年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和5年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和5年度事業計画（案）の概要について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

② 令和5年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和5年度収支予算（案）に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により承認された。

なお、令和5年度収支予算（案）について説明後の意見、質疑応答については次のとおり。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター）】

プラスチックの関係で教えていただきたい。新法が制定され、来年4月から市町村の一括回収した製品プラの受託と認定計画分について、容リ協を通じた新しいスキームでやり取りが行われると思うが、その関係で、システム改修や市町村と特定事業者の責任割合を明確にするための調査の負担が増えると思う。基本的な部分で単価が上がり、引き取り量が増えることによる事業費の増加については理解できたが、それ以外の部分でプラスチックの費用増加要因はどれくらいあるのか。

【高松理事・事務局長】

システム改修費については、環境省を中心に国に支出をお願いしており、令和3年度は約4千万円、令和4年度は約7千万円支出していただけると聞いている。今後とも要望していくが、それについてはシステム開発の部分に充当される。

また市町村関係で費用が増えるところは「設備等調査費」で、市町村から引き取る分別収集物の品質調査を実施し、一括回収の場合の容リプラと製品プラの割合を求めることになるので、その部分の費用が増えている。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター）】

システム改修費についての環境省からのお金は、この収支予算書の外で動いているという理解で宜しいか。

【高松理事・事務局長】

その通りである。決算には出てくるが、予算の段階では出て来ない。

【桂川評議員（全国市長会）】

市町村との取り組みが進んでいるようだが、毎年、取り扱いをする市町村数は増えているのか。

【高松理事・事務局長】

プラ新法関係では、製品プラ、認定計画共に来年度が初年度ということで、増えているかどうかは次年度にならないと分らないが、その他の素材も含めた当協会全体としての引き取り市町村数は僅かだが増えている。

【桂川評議員（全国市長会）】

市町村では、ごみ収集の際にリチウムイオン電池が混入し、パッカー車等の火災や事故が課題となっている。関連する啓発用のチラシを作成しているということだが、どこに配布しているのか。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

主に市町村、再生処理事業者に提供している。市町村の中には、関係する諸機関にも掲示したいという要望があり、その場合も送付している。

③ 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

就 任	退 任
佐々木 淳	苧野 恭成

④ 理事の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

就 任	退 任
佐藤 克彦	吉田 雅治

⑤ 製品プラ等に関する「再商品化業務規程」（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から製品プラ等に関する「再商品化業務規程」（案）について資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和5年度 再商品化実施委託単価、令和5年度 市町村経費単価及び令和4年度 抛
出委託単価について

議長の指示により、令和5年度 再商品化実施委託単価及び令和4年度 抛出委託単価については長塚理事から、令和5年度 市町村経費単価については高松理事・事務局
長から、資料に基づき報告があった。

② 令和4年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボ
トルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それ
ぞれの素材ごとに資料に基づき、令和4年度の再商品化の実績（市町村からの引取数
量、再商品化製品販売量等）について報告があった。

③ 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、長塚理事から資料に基づき、リチウムイオン電池を含む電子機
器等の危険品混入防止の取り組み、令和5年度向け再生処理事業者登録に係る判定結
果、不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の維持強化等について報告があった。

4. 監事会

（1）第1回監事会

○日 時：令和4年5月26日（木）16時00分～17時30分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：7名（監事2名、協会関係者等5名）

○議 事：

①令和3年度事業報告（案）について

- ・再商品化実績及び事業報告の概要について
- ・令和3年度事業報告書（案）

②令和3年度決算報告（案）について

- ・収支計算書総括表について
- ・財務諸表（案）について
- ③令和3年度普及啓発・リスク管理（令和4年度落札結果含む）等について
- ④監査法人からの報告について
 - ・独立監査人の監査報告書
 - ・監査実施報告書
 - ・理事者確認書
 - ・令和4年度監査計画書
- ⑤内部監査結果について
- ⑥役員賠償責任保険への加入について
- ⑦その他

（２）第２回監事会

- 日 時：令和4年11月24日（木）16時00分～17時30分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：7名（監事2名、協会関係者5名）
- 議 事：
 - ①令和5年度の事業計画案について
 - ②令和5年度の収支予算案について
 - ③再商品化事業を取り巻く環境について
 - ④次年度の監査法人の選任について
 - ⑤その他

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、いずれの委員会もオンラインによる出席を可能とした。

（注）各委員会委員の氏名は、後述の項目（Ⅳ 組織「3. 常設委員会委員」）に記載。任期は令和4年4月1日～令和6年3月31日まで。

（１）総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 4年6月8日（水） 13時30分～15時	オンライン 及び大会議 室 11名	① 令和3年度事業報告（案）について ② 令和3年度財務諸表（案）について ③ 役員賠償責任保険への加入について ＜報告事項＞ ① 普及啓発・リスク管理に係る令和3年度報告（令和4年度落札結果含む）等について ② 令和3年度発火トラブル報告及び令和4年度対応（プラスチック）について ③ 令和4年度第1回定時理事会、定時評議員会の開催について

第2回 4年10月20日(木) 15時30分～17時	オンライン 及び大会議 室 11名	① 令和5年度再商品化実施委託単価(案)、令和5年度市町村経費単価(案)及び令和4年度抛出委託単価(案)について ② 令和5年度事業計画(案)について ③ 令和5年度収支予算(案)について <報告事項> ① 令和4年度協会上期事業活動報告(PETボトル下期落札結果含む)について ② 第2回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について
----------------------------------	----------------------------	---

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 4年6月2日(木) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 17名	① 令和3年度ガラスびん事業部業務報告(案)について ② 令和3年度事業報告書(案)について ③ 令和3年度収支決算(案)について ④ 令和4年度ガラスびん事業部活動計画(案)について
第2回 4年10月19日(水) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 16名	① 令和5年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和4年度抛出委託単価(案)について ③ 令和5年度事業計画(案)について ④ 令和5年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和4年度ガラスびん事業部上期活動報告

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 4年6月1日(水) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 18名	① 令和3年度PETボトル事業部業務報告(案)について ② 令和3年度事業報告(案)について ③ 令和3年度収支決算(案)について ④ 令和4年度PETボトル事業部活動計画(案)について ⑤ 令和4年度下期入札のスケジュール等
第2回 4年10月18日(火) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 17名	① 令和4年度PETボトル再商品化実施委託料収支見込みにについて ② 令和5年度PETボトル再商品化実施委託単価(案)について ③ 令和4年度PETボトル抛出委託単価(案)について ④ 令和5年度事業計画(案)について ⑤ 令和5年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑥ 令和4年度PETボトル事業部上期活動報告 ⑦ PETボトルの環境負荷調査実施について

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 4年6月6日(月) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 13名	① 令和3年度紙容器事業部業務報告(案)について ② 令和3年度事業報告(案)について ③ 令和3年度収支決算(案)について ④ 令和4年度紙容器事業部活動計画について
第2回 4年10月14日(金) 13時～14時30分	オンライン 及び大会議 室 13名	① 令和5年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和4年度抛出委託単価(案)について ③ 令和5年度事業計画(案)について ④ 令和5年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和4年度紙容器事業部上期活動報告

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 4年5月31日(火) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 14名	① 令和3年度プラスチック容器事業部業務報告(令和4年度落札結果含む)について ② 令和3年度事業報告(案)について ③ 令和3年度収支決算(案)について ④ 令和4年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について
第2回 4年10月17日(月) 10時30分～12時	オンライン 及び大会議 室 15名	① 令和5年度再商品化実施委託単価(案)及び令和5年度市町村経費単価(案)について ② 令和4年度抛出委託単価(案)について ③ 令和5年度事業計画(案)について ④ 令和5年度プラスチック容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和4年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥ 製品プラ等に関する「再商品化業務規程」について

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

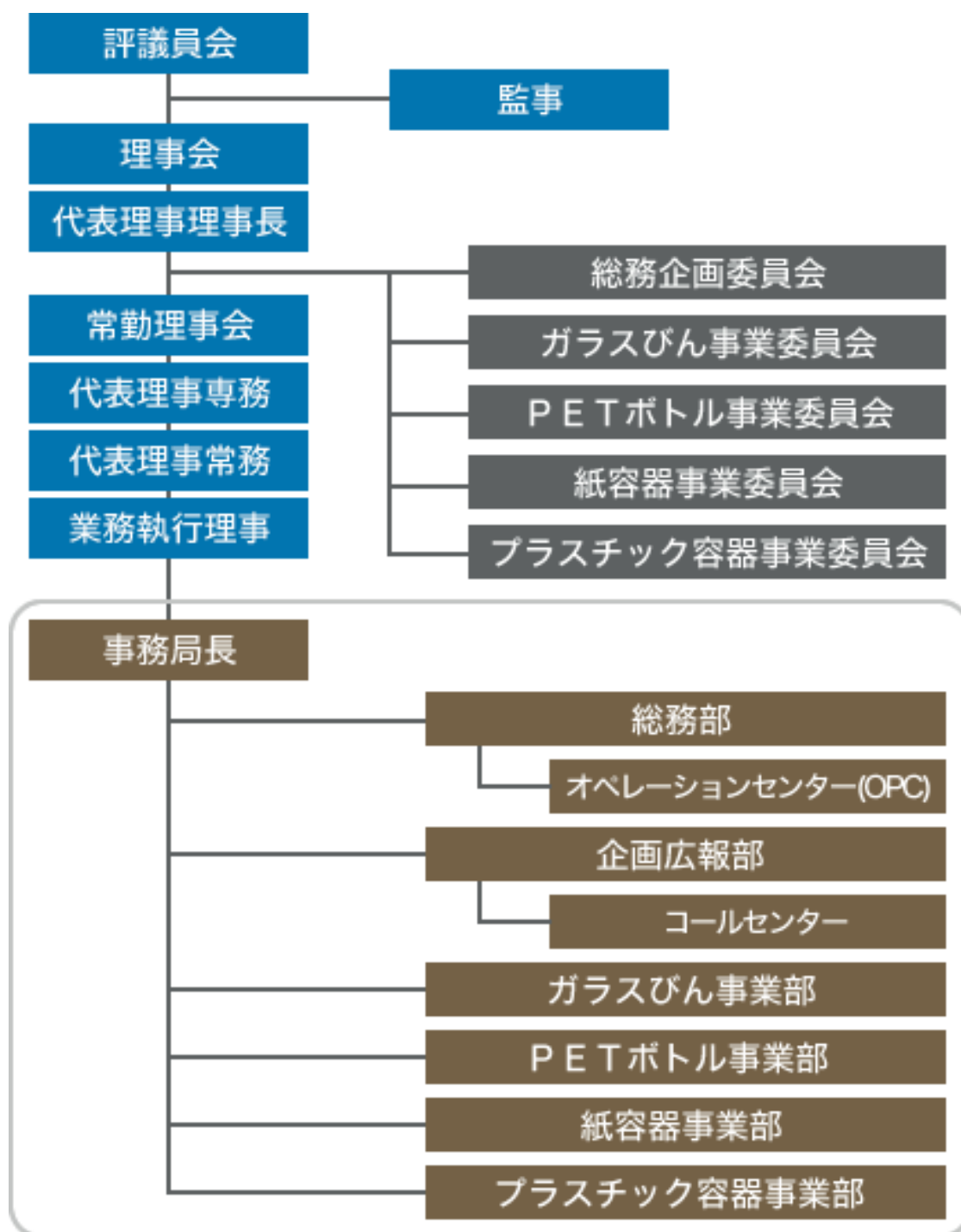
日時	場所・出席者数	議 事
5年3月2日(木) 13時30分 ～15時	オンライン及びAP虎ノ門 会議室C＋ D・58名	① 令和4年度再商品化実績見通し（総括）について ② 令和4年度収支見通しについて ③ 令和5年度再商品化事業の落札結果について ④ リチウムイオン電池発煙発火トラブル状況について

7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
プラスチック資源循環法への対応状況説明会	「プラスチック資源循環法への対応状況について」 4年6月28日（火）15時～16時 場 所：オンライン及びAP虎ノ門 会議室A	オンライン及びAP 虎ノ門 会議室A 当協会関係者 85名 主務省、他 6名
危機管理委員会	・令和3年度リスク対応年間まとめ及び令和4年度リスク対応目標設定 ：4年 5月 9日（月） 14時～15時 ・第1四半期フォロー ：4年 7月19日（月） 13時～14時 ・第2四半期フォロー ：4年 10月17日（月） 13時～14時 ・第3四半期フォロー ：5年 1月23日（月） 14時～15時	各回とも 大会議室 7名

IV 組織（令和5年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局> 35名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

（１）役員（第７期理事・第４期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	澤田 道隆	花王株式会社	取締役会長
代表理事専務 業務執行理事	西山 純生	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長・総務部長
業務執行理事	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	P E T ボトル事業部長
業務執行理事	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長 兼 紙容器事業部長
業務執行理事	長塚 真行	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
理事	浅野 正彦	P E T ボトル協議会	事務局長
理事	荒井 恒一	日本商工会議所	理事・事務局長
理事	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	小松 郁夫	P E T ボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	佐藤 克彦	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	田中 希幸	ガラスびん 3R 促進協議会	理事・事務局長
理事	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
理事	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	
監事	古田 茂	弁護士（本間合同法律事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第 7 期理事の任期：令和 3 年度定時評議員会（6 月 29 日）終結後

～令和 5 年 6 月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第 4 期監事の任期：令和 4 年度定時評議員会（6 月 28 日）終結後

～令和 8 年 6 月開催の定時評議員会終結時

(2) 第4期評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 団 体 名 等	役 職 等
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	副事務局長
阿部 勲	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
新井 智男	日本洋酒酒造組合	専務理事
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	理事
石川 雅紀	叡啓大学 ソーシャルシステムデザイン学部	特任教授
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
岩田 淳	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
岩濱 洋海	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	常務理事・事務局長
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山 誠一郎	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
桂川 孝裕	全国市長会	環境対策特別委員会副委員長
加藤 宏治	全国農業協同組合連合会	施設農住部資産管理課長
金丸 康夫	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
岸野 博行	ビール酒造組合	専務理事
清原 隆生	日本歯磨工業会	専務理事
倉持 徹雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小林 治彦	東京商工会議所	常務理事
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
西條 宏之	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
斉藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
佐々木 淳	全国商工会連合会	事務局長
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	常務理事
佐南谷 英龍	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	専務理事
渋谷 浩	全国商店街振興組合連合会	専務理事
高崎 政則	日本スーパ協会	専務理事
田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長

田辺 義貴	一般財団法人食品産業センター	専務理事
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
沼田 一政	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
藤森 久次	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
本木 時久	日本生活協同組合連合会	執行役員 組織推進本部長
安田 洋子	一般社団法人日本百貨店協会	専務理事
山田 政雄	一般社団法人日本経済団体連合会	環境委員会廃棄物・リサイクル部会長
山本 順二	日本化粧品工業連合会	専務理事
吉田 竹志	全国菓子工業組合連合会	専務理事
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 51 名

※ 第 4 期評議員の任期：令和 4 年度定時評議員会（6 月 28 日）終結後
～令和 8 年 6 月開催の定時評議員会終結時

（3）会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会委員

（1）総務企画委員会

（敬称略・順不同）

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	大下 英和	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	岩田 淳	一般社団法人日本貿易会	広報・CSR グループ長
委員	岡野 知道	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	金子 友昭	PET ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	藤原 正明	サントリーホールディングス株式会社	執行役員サステナビリティ 経営推進本部副本部長
委員	牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	山村 幸治	ガラスびん 3 R 促進協議会	会長
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	山村 幸治	ガラスびん３Ｒ促進協議会	会長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	岡本 晃忠	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	齋藤 芳弘	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 専任部長
委員	田中 希幸	ガラスびん３Ｒ促進協議会	理事・事務局長
委員	辻 良太	日本山村硝子株式会社	環境室 室長
委員	堤 健	日本耐酸壺工業株式会社	代表取締役社長
委員	中川 道弘	宝ホールディングス株式会社	環境広報部 環境課 課長
委員	野口 信吾	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	飛騨 俊秀	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	藤川 優	大塚製薬株式会社	業務管理部部長
委員	別所 孝彦	キリンホールディングス株式会社	ＣＳＶ戦略部 主務
委員	本多 永幸	コカ・コーラ協会	幹事
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	金子 友昭	PET ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	香西 陽一郎	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	小松 郁夫	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	近藤 恵善	株式会社吉野工業所	環境室 参与
委員	齋藤 芳弘	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 専任部長
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	PTA・PET事業部 課長
委員	塚本 聡	北海製罐株式会社	事業統括部
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 ジェネラルマネージャー
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	新村 真仁	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長

委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部環境推進室課長
委員	別所 孝彦	キリンホールディングス株式会社	ＣＳＶ戦略部 主務
委員	松崎 大	アサヒ飲料株式会社	ＣＳＶ戦略部 プロデューサー
委員	森 明夫	日本醤油協会	理事
委員	吉村 幸彦	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	サプライゼンインダリアル調達部 再生資源調達課長
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ＰＥＴボトル事業部長

(４) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 忍	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
委員	植松 巖	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	大谷 泰久	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	岡本 晃忠	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事・事務局長
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ主幹
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	野口 義明	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	森 浩二	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部长
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事 紙容器事業部長

(５) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	岡野 知道	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 和徳	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	内田 武彦	味の素株式会社	マニファクチャリング戦略部 マネージャー
委員	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事

委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	玉谷 真太郎	花王株式会社	危機管理・RC 推進部マネジャー
委員	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 ジェネラルマネージャー
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	橋本 信善	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	原田 英明	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	森 浩二	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部長
委員	横田 憲雄	株式会社吉野工業所	環境室リーダー
委員	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・プラスチック容器事業部長

V 事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第4項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。

令和5年6月
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

①対象市町村総数、保管施設数 ※基準日：【契約ベース】各年度当初4月1日現在（PETボトルと全体は10月1日現在）、【実績】各年度終了時（3月末）

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	令和4年度	1,592	1,592	1,344	1,342	1,206	1,206	145	144	1,127	1,124
	令和3年度	1,577	1,577	1,310	1,308	1,242	1,242	140	139	1,114	1,113
保管施設数	令和4年度	1,648	1,645	949	946	861	859	110	109	827	825
	令和3年度	1,638	1,636	928	923	890	890	107	106	821	820

②契約量、引取実績量、引取達成率 ※基準日：【契約量】各年度当初4月1日現在（PETボトルと4素材合計は10月1日現在）、【引取実績量】各年度終了時（3月末）

	年度	ガラスびん				PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製容器包装								4素材合計
		無色 ①	茶色 ②	その他 の色 ③	計 ①+②+③			プラスチック ①					白色トレイ ②	計 ①+②		
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化			小計	
契 約 量(トン) A	令和4年度	102,786	105,174	141,629	349,589	214,660	20,135	388,698	0	33,890	208,476	57,740	688,795	360	689,155	1,273,540
	令和3年度	105,733	107,073	138,285	351,091	227,688	21,280	362,719	0	37,496	231,532	44,288	676,035	360	676,395	1,276,454
引取実績量(トン) B	令和4年度	94,832	99,124	133,460	327,416	219,676	20,146	387,452	0	33,791	204,917	55,788	681,948	338	682,286	1,249,524
	令和3年度	96,785	98,809	139,451	335,045	236,512	20,131	367,463	0	37,818	237,176	43,659	686,115	351	686,467	1,278,154
対前年引取実績比(B4年度/B3年度)		98.0%	100.3%	95.7%	97.7%	92.9%	100.1%	105.4%	0.0%	89.4%	86.4%	127.8%	99.4%	96.2%	99.4%	97.8%
引取達成率 B/A	令和4年度	92.3%	94.2%	94.2%	93.7%	102.3%	100.1%	99.7%	0.0%	99.7%	98.3%	96.6%	99.0%	93.9%	99.0%	98.1%
	令和3年度	91.5%	92.3%	100.8%	95.4%	103.9%	94.6%	101.3%	0.0%	100.9%	102.4%	98.6%	101.5%	97.6%	101.5%	100.1%

③再商品化製品利用状況（基準日：各年度終了時（3月末））

(1)ガラスびん

年度 （利用事業者数）	ガラスびん製造用		その他の用途 （舗装用骨材、タイル・ブ ロック・ガラス繊維等）		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
令和4年度（42社）	216,713	69.2	96,523	30.8	313,236	100.0
令和3年度（44社）	214,967	66.5	108,059	33.5	323,026	100.0

(2)PETボトル

年度 （利用事業者数）	繊維 （ユニフォーム・カーペット等）		シート （卵パック、プリスターパック等）		ボトル （飲料ボトル等）		成形品 （文房具、収集ボックス等）		その他 （結束バンド等）		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
令和4年度（69社）	36,455	20.6	53,952	30.5	80,323	45.4	6,061	3.4	299	0.2	177,090	100.0
令和3年度（70社）	51,854	26.4	73,984	37.6	63,337	32.2	7,231	3.7	194	0.1	196,601	100.0

(3)紙製容器包装

年度 （利用事業者数）	製紙原料		製紙原料以外の材料 （家畜用敷料）		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
令和4年度（16社）	18,682	94.0	175	0.9	1,017	5.1	19,874	100.0
令和3年度（15社）	18,573	94.5	150	0.8	930	4.7	19,654	100.0

(4)プラスチック製容器包装

年度 (利用事業者数)	プラスチック①												白色トレイ②		計 ①+②	
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計					
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
令和4年度(153社)	191,946	42.4	0	0.0	26,424	5.8	192,934	42.6	41,484	9.2	452,788	99.9	318	0.1	453,106	100.0
令和3年度(170社)	186,093	40.3	0	0.0	29,141	6.3	210,904	45.7	35,103	7.6	461,240	99.9	334	0.1	461,574	100.0

（※）上記表「②契約量、引取実績量、引取達成率」、「③再商品化製品利用状況」において、内訳と合計値がトン以下の端数処理をしている関係から一致しない場合があります。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和4年	10月	11月	12月	1月	2月	令和5年	3月	4月											
国		5/25 (5月下旬) 「容器包装利用・製造等」 経産省・農水省送案	6/30 (6/30) 締切	7/12～29 (6/7～27) 「再商品化計画に係るアセスメント」	8/30 (8/30) 促進道計画の分別収集策決定	9/27 (9/28) 係再商品化義務量算定率に 暫定比率を	9/28(web) (9/28～10/7(書面)) 産業構造審議会	10/14 (10/29) 切意保管施設指定の締定	10/27～11/25 (11/1～11/30) 「パブリックコメント期間」	量・比率確定																
指定法人業務		5/31 (6/1) プラスチック容器事業委員会	6/1 (6/31) PETボトル事業委員会	6/2 (6/3) ガラスびん事業委員会	6/6 (6/2) 紙容器事業委員会	6/8 (6/4) 総務企画委員会	6/10 (6/10) 評議員会	6/28 (6/29) 理事会	10/14 (10/20) 紙容器事業委員会	10/17 (10/15) プラスチック容器事業委員会	10/18 (10/20) PETボトル事業委員会	10/19 (10/19) ガラスびん事業委員会	10/20 (10/22) 総務企画委員会	10/21 (10/26) 臨時理事会	3/2 (3/2) 「再商品化」として令和4年度報告会	令和5年度事業計画の大臣認可										
協会ホームページ	4/5 (4/2) 想定量、想定単価、想定額掲載	4/8 (4/7) 令和4年度落札結果掲載	5/19 (5/19) 令和3年度有償入札分の市町村提出金額掲載	5/20 (5/21) 令和4年度下期PETボトル再商品化に関する入札について	6/1 (6/1) 令和3年度有償提出金の市町村別前分明細掲載	8/19 (8/20) 令和3年度義務履行者リスト追加	8/29 (8/30) 令和4年度下期PETボトル落札結果（速報版）掲載	8/29 (10/7) 令和3年度合理化拠出金に関するお知らせ	9/2 (9/3) 令和4年度下期PETボトル落札結果詳細版掲載	9/5 (9/6) 令和3年度分	11/2 (11/8) 委託単価算定係数（暫定値）公表	11/11 (11/15) 令和5年度再商品化に関する入札について	11/11 (11/15) 令和5年度落札事業者リスト掲載	12/5 (12/2) 特定事業者からのオンラインによる申込開始	12/7 (12/7) 特定事業者からのオンラインによる申込開始	12/20 (12/16) 事業計画書・予算書掲載	2/10 (2/10) オンラインによる申込締切	2/27 (3素材:2/17) 令和5年度落札結果速報（PET:2/25）	3/11 (3/11) 令和5年度上期PETボトル落札結果詳細版掲載							
商工会議所・商工会						9/1・8・22 (9/1・15・22) ※全てWEB会議（ZOOM） 商工会研修会	10/3～31 (9/30・10/1・5) ※YouTubeによる録画配信形式 商工会議所研修会		12/2 (※開催中止) 「特定広度説事明業者島会者開向」 開始	12/7 (12/7) 窓口業務開始	1/24 (※開催中止) 「制特度説事明業者戸了け」 問い合わせ対応業務	2/10 (2/10) 申込締切		契約締結期間	（代行約締結入力）											
特定事業者関係									11/9 (11/5) 官報掲載内容み	11/30 (11/29) アンケート締切	12/6 (12/6) 申込書発送	12/7 (12/7) 再商品化に関する官報公開示	2/10 (2/10) 申込締切		契約締結											
市町村関係			6/20 (6/18) 調引き別基準適合物送るの	6/29-30-7/1 新法対応説明会	7/13～8/2 (7/12～8/3) 電話・FAXによる督促	7/22 (7/20) 締め切り（必着）	8/3 (8/3) 回収締め切り	8/19 (8/20) 調査票集計結果		10/24・25 (10/22・25) 送付書類確定＆発送	11/1～8 (11/8～12) 市町村担当者説明会	11/15 (11/19) 申込締切（郵送・必着）	12/9 (12/8) 申込基準適合物の引き渡し	2/1 (2/1) 期末の取り上げ通知	2/24 (3素材:2/16) 決再商品化通事業知者	3/15 (3/14) 資材村担当発向送り	3/23 (3/22) 市町特定村事負担者分契担分書送き									
再商品化事業者関係		5/27 (5/28) 令和4年度下期PETボトル入札関連書類掲載	6/23 (6/24) 令和4年度下期PETボトル入札可能量通知	7/1 (7/1) 登録開始及び官報掲載	7/7-8 (7/8-9) 再生処理事業者登録のための事業者説明会	7/31 (7/31) 登録申込締切	7/29 (7/29) 期末の取り扱いに関する通知	8/1 (8/2) 入札締め切り	8/24 (8/25) 開札式	8/26 (8/27) 落札結果通知（REINIS）	9/2 (9/3) PETボトル事業に係る令和4年度下期再商品化計画の説明書の掲載	9/30 (10/1) 下期再商品化実施契約・賞書締結	10/11 (10/11) 登録書類判定会議	11/1 (11/4) 判定会議	11/11 (11/15) 代表者宛てに結果連絡	12/2 (12/3) 入札説明会書類の掲載	12/15-16 (12/16-17) 入札説明会 ※プラはWEBのみ	12/20 (12/20) 優先落札可能量の通知	3素材:12/20 (12/20) 入札条件リスト	PET:1/13 (PET:1/14)	12/20 (12/20) 入札開始	12/22 (12/22) 最終判定会議（選定終了）	2/24 (2/24) 落札結果・説明会案内の通知	3/1 (3/1) 契約関連書類の掲載	3/9-10 (3/10-11) 再商品化事業者説明会 ※WEB併用	3/31 (3/31) 電子契約締結

注) ()内は、昨年度のスケジュール

令和4年度

財 務 諸 表

<参考>

令和4年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,858,695,901	5,036,772,136	4,821,923,765
未収金	3,305,722,761	2,883,431,205	422,291,556
流動資産合計	13,164,418,662	7,920,203,341	5,244,215,321
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	120,285,000	120,285,000	0
基本財産合計	120,285,000	120,285,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	154,484,580	138,607,580	15,877,000
特定資産合計	154,484,580	138,607,580	15,877,000
(3) その他固定資産			
什器備品	9,396,199	9,396,199	0
什器備品減価償却累計額	△ 9,396,193	△ 9,325,844	△ 70,349
敷金	55,520,280	55,520,280	0
その他固定資産合計	55,520,286	55,590,635	△ 70,349
固定資産合計	330,289,866	314,483,215	15,806,651
資産合計	13,494,708,528	8,234,686,556	5,260,021,972
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	27,305,491	23,956,366	3,349,125
未払金	4,166,316,156	4,189,341,794	△ 23,025,638
預り金	8,963,727,717	3,699,893,150	5,263,834,567
流動負債合計	13,157,349,364	7,913,191,310	5,244,158,054
2. 固定負債			
退職給付引当金	154,484,580	138,607,580	15,877,000
固定負債合計	154,484,580	138,607,580	15,877,000
負債合計	13,311,833,944	8,051,798,890	5,260,035,054
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	120,285,000	120,285,000	0
指定正味財産合計	120,285,000	120,285,000	0
(うち基本財産への充当額)	(120,285,000)	(120,285,000)	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	62,589,584	62,602,666	△ 13,082
正味財産合計	182,874,584	182,887,666	△ 13,082
負債及び正味財産合計	13,494,708,528	8,234,686,556	5,260,021,972

正味財産増減計算書

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 事業収益	64,978,684,814	56,738,871,919	8,239,812,895
再商品化受託料収益(特定事業者)	44,115,622,716	48,798,755,457	△ 4,683,132,741
うち精算対象(当年度分)	43,470,754,408	48,086,574,614	△ 4,615,820,206
うち精算対象外(過年度分)	644,868,308	712,180,843	△ 67,312,535
再商品化受託料収益(市町村)	672,899,821	585,185,513	87,714,308
再商品化委託収益(有償入札分)	20,120,576,277	7,314,780,949	12,805,795,328
環境省プラスチック資源循環促進法施行に伴う容リシステム改良検討業務受託収益	69,586,000	40,150,000	29,436,000
③ 雑収益	103,278,355	4,800,105	98,478,250
受取利息・消費税還付・精算金帰属等	103,278,355	4,800,105	98,478,250
経常収益計	65,081,963,169	56,743,672,024	8,338,291,145
(2) 経常費用			
① 事業費			
再商品化委託事業	64,796,465,871	56,475,382,274	8,321,083,597
再商品化委託料	45,510,667,528	48,063,586,861	△ 2,552,919,333
役員報酬	64,027,548	64,099,862	△ 72,314
給与手当	128,710,978	126,793,243	1,917,735
設備等調査費	516,932,164	417,435,679	99,496,485
旅費交通費	13,709,312	8,996,938	4,712,374
コンピュータ処理料	423,856,659	419,092,230	4,764,429
再商品化業務システム改善費	25,948,340	93,158,009	△ 67,209,669
商工会議所等委託費・研修費	104,052,382	105,780,161	△ 1,727,779
コンサルタント費	22,572,000	22,000,000	572,000
会議費	191,235	205,168	△ 13,933
申込書等印刷費・通信費	46,079,122	42,882,949	3,196,173
賃借料	51,750,745	51,750,745	0
租税公課	612,430,500	860,514,000	△ 248,083,500
前年度未収金償却費	78,008,479	58,945,672	19,062,807
プラスチック資源循環促進法施行による容リシステム開発作業委託費	62,656,000	36,300,000	26,356,000
市町村合理化拠出	0	0	0
市町村有償拠出	17,132,656,174	6,100,747,622	11,031,908,552
その他雑費等	2,216,705	3,093,135	△ 876,430
普及及び啓発	18,545,703	13,581,490	4,964,213
業務内容に関する説明会等の開催	16,157,097	11,537,411	4,619,686
パンフレット等の作成及び配布	2,388,606	2,044,079	344,527
情報の収集及び提供	32,642,467	27,021,774	5,620,693
会報の発行等	32,642,467	27,021,774	5,620,693
交流及び協力	42,631	20,884	21,747
国内外関係機関との交流及び協力	42,631	20,884	21,747
事業費計	64,847,696,672	56,516,006,422	8,331,690,250

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
②管理費			
役員報酬	33,119,969	33,082,478	37,491
給与手当	74,222,848	69,402,957	4,819,891
福利厚生費	40,740,629	39,593,965	1,146,664
退職給付費用	24,417,000	23,464,000	953,000
旅費交通費	204,822	63,999	140,823
会議費	426,260	1,147,550	△ 721,290
消耗品費	1,062,273	472,610	589,663
減価償却費	70,349	417,879	△ 347,530
修繕費	0	0	0
印刷製本費	2,746,718	2,303,684	443,034
通信運搬費	2,485,278	2,432,408	52,870
租税公課	7,840	13,110	△ 5,270
光熱水費	1,753,723	1,157,895	595,828
賃借料	29,774,986	30,255,962	△ 480,976
渉外費	147,166	80,453	66,713
保険料	1,230,510	1,191,000	39,510
諸謝金等	9,370,887	9,388,848	△ 17,961
会費	407,800	1,350,800	△ 943,000
図書購入費	1,189,079	1,724,893	△ 535,814
倉庫保管料	3,590,378	3,483,337	107,041
その他雑費等	7,311,064	6,651,079	659,985
管理費計	234,279,579	227,678,907	6,600,672
経常費用計	65,081,976,251	56,743,685,329	8,338,290,922
当期経常増減額	△ 13,082	△ 13,305	223
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,082	△ 13,305	223
一般正味財産期首残高	62,602,666	62,615,971	△ 13,305
一般正味財産期末残高	62,589,584	62,602,666	△ 13,082
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0
III 正味財産期末残高	182,874,584	182,887,666	△ 13,082

正味財産増減計算書内訳表

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合 計
	再商品化委託事業	小計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0
② 事業収益	64,744,405,235	64,744,405,235	234,279,579	0	64,978,684,814
再商品化受託料収益(特定事業者)	43,881,343,137	43,881,343,137	234,279,579	0	44,115,622,716
うち精算対象(当年度分)	43,236,474,829	43,236,474,829	234,279,579	0	43,470,754,408
うち精算対象外(過年度分)	644,868,308	644,868,308	0	0	644,868,308
再商品化受託料収益(市町村)	672,899,821	672,899,821	0	0	672,899,821
再商品化委託収益(有償入札分)	20,120,576,277	20,120,576,277	0	0	20,120,576,277
環境省プラスチック資源循環促進法施行に伴う容リシステム改良検討業務受託収益	69,586,000	69,586,000	0	0	69,586,000
③ 雑収益	103,278,355	103,278,355	0	0	103,278,355
受取利息・消費税還付・精算金帰属等	103,278,355	103,278,355	0	0	103,278,355
経常収益計	64,847,683,590	64,847,683,590	234,279,579	0	65,081,963,169
(2) 経常費用					
① 事業費					
再商品化委託事業	64,796,465,871	64,796,465,871		0	64,796,465,871
再商品化委託料	45,510,667,528	45,510,667,528		0	45,510,667,528
役員報酬	64,027,548	64,027,548		0	64,027,548
給与手当	128,710,978	128,710,978		0	128,710,978
設備等調査費	516,932,164	516,932,164		0	516,932,164
旅費交通費	13,709,312	13,709,312		0	13,709,312
コンピュータ処理料	423,856,659	423,856,659		0	423,856,659
再商品化業務システム改善費	25,948,340	25,948,340		0	25,948,340
商工会議所等委託費・研修費	104,052,382	104,052,382		0	104,052,382
コンサルタント費	22,572,000	22,572,000		0	22,572,000
会議費	191,235	191,235		0	191,235
申込書等印刷費・通信費	46,079,122	46,079,122		0	46,079,122
賃借料	51,750,745	51,750,745		0	51,750,745
租税公課	612,430,500	612,430,500		0	612,430,500
前年度未収金償却費	78,008,479	78,008,479		0	78,008,479
プラスチック資源循環促進法施行による容リシステム開発作業委託費	62,656,000	62,656,000		0	62,656,000
市町村合理化拠出	0	0		0	0
市町村有償拠出	17,132,656,174	17,132,656,174		0	17,132,656,174
その他雑費等	2,216,705	2,216,705		0	2,216,705
普及及び啓発	18,545,703	18,545,703		0	18,545,703
業務内容に関する説明会の開催	16,157,097	16,157,097		0	16,157,097
パンフレット等の作成及び配布	2,388,606	2,388,606		0	2,388,606
情報の収集及び提供	32,642,467	32,642,467		0	32,642,467
会報の発行等	32,642,467	32,642,467		0	32,642,467
交流及び協力	42,631	42,631		0	42,631
国内外関係機関との交流及び協力	42,631	42,631		0	42,631
事業費計	64,847,696,672	64,847,696,672		0	64,847,696,672

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合 計
	再商品化委託事業	小計			
②管理費					
役員報酬			33,119,969	0	33,119,969
給与手当			74,222,848	0	74,222,848
福利厚生費			40,740,629	0	40,740,629
退職給付費用			24,417,000	0	24,417,000
旅費交通費			204,822	0	204,822
会議費			426,260	0	426,260
消耗品費			1,062,273	0	1,062,273
減価償却費			70,349	0	70,349
修繕費			0	0	0
印刷製本費			2,746,718	0	2,746,718
通信運搬費			2,485,278	0	2,485,278
租税公課			7,840	0	7,840
光熱水費			1,753,723	0	1,753,723
賃借料			29,774,986	0	29,774,986
渉外費			147,166	0	147,166
保険料			1,230,510	0	1,230,510
諸謝金			9,370,887	0	9,370,887
会費			407,800	0	407,800
図書購入費			1,189,079	0	1,189,079
倉庫保管料			3,590,378	0	3,590,378
その他雑費等			7,311,064	0	7,311,064
管理費計			234,279,579	0	234,279,579
経常費用計	64,847,696,672	64,847,696,672	234,279,579	0	65,081,976,251
当期経常増減額	△ 13,082	△ 13,082	0	0	△ 13,082
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,082	△ 13,082	0	0	△ 13,082
一般正味財産期首残高	62,602,666	62,602,666	0	0	62,602,666
一般正味財産期末残高	62,589,584	62,589,584	0	0	62,589,584
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0	0	120,285,000
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0	0	120,285,000
III 正味財産期末残高	182,874,584	182,874,584	0	0	182,874,584

キャッシュ・フロー計算書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	0	0	0
②事業収入			
再商品化受託料収入(特定事業者)	50,054,551,702	45,925,438,459	4,129,113,243
再商品化受託料収入(市町村)	648,404,866	587,994,994	60,409,872
再商品化委託収入(有償入札分)	18,846,017,975	6,694,248,308	12,151,769,667
環境省プラスチック資源循環促進法課題 検討業務受託収入	40,150,000	0	40,150,000
③雑収入			
受取利息・消費税還付収入等	100,692,289	117,358	100,574,931
④その他事業活動収入			
その他収入	1,471,650,295	1,328,097,901	143,552,394
事業活動収入計	71,161,467,127	54,535,897,020	16,625,570,107
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
再商品化委託事業支出			
再商品化委託料支出	45,527,564,796	48,349,956,562	△ 2,822,391,766
役員報酬支出	63,993,709	64,060,542	△ 66,833
職員給与支出	128,368,278	126,977,179	1,391,099
設備等調査費支出	482,227,408	388,069,345	94,158,063
旅費交通費支出	13,708,142	8,958,776	4,749,366
コンピュータ処理料支出	420,598,919	412,650,967	7,947,952
再商品化業務システム改善費支出	78,620,299	20,816,730	57,803,569
商工会議所等委託費・研修費支出	104,052,382	105,780,161	△ 1,727,779
コンサルタント費支出	22,572,000	22,000,000	572,000
会議費支出	191,235	205,168	△ 13,933
申込書等印刷費・通信費支出	45,718,846	42,885,829	2,833,017
賃借料支出	51,750,745	51,750,745	0
租税公課支出	626,611,600	858,441,000	△ 231,829,400
プラスチック資源循環促進法課題 検討業務委託費支出	36,300,000	0	36,300,000
市町村合理化拠出金支出	0	0	0
市町村有償拠出金支出	17,132,656,174	6,100,747,622	11,031,908,552
その他雑費等	2,200,801	3,430,608	△ 1,229,807
普及及び啓発			
業務内容に関する説明会の開催支出	16,155,397	11,010,375	5,145,022
パンフレット等の作成及び配布支出	2,440,086	2,597,605	△ 157,519
情報の収集及び提供			
会報の発行等支出	37,311,967	22,410,574	14,901,393
交流及び協力			
国内外関係機関との交流及び協力支出	42,631	20,884	21,747
②管理費支出			
管理費支出			
役員報酬支出	33,048,199	33,141,849	△ 93,650
職員給与支出	71,789,403	69,770,173	2,019,230
福利厚生費支出	40,437,131	39,504,393	932,738
退職給付支出	8,564,168	5,095,832	3,468,336

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
旅費交通費支出	204,822	63,999	140,823
会議費支出	426,260	1,147,550	△ 721,290
消耗品費支出	1,050,806	482,729	568,077
修繕費支出	0	0	0
印刷製本費支出	2,778,178	2,255,064	523,114
通信運搬費支出	2,485,278	2,432,408	52,870
租税公課支出	7,840	13,110	△ 5,270
光熱水料費支出	1,753,723	1,157,895	595,828
賃借料支出	29,774,986	30,255,962	△ 480,976
渉外費支出	147,166	80,453	66,713
保険料支出	1,230,510	1,191,000	39,510
諸謝金等支出	8,270,887	9,388,848	△ 1,117,961
会費支出	407,800	1,350,800	△ 943,000
図書購入費支出	1,175,142	1,738,830	△ 563,688
倉庫保管料支出	3,590,378	3,483,337	107,041
その他雑費等	7,487,064	6,664,829	822,235
③その他事業活動支出			
その他支出	1,315,951,206	1,332,497,460	△ 16,546,254
事業活動支出計	66,323,666,362	58,134,487,193	8,189,179,169
事業活動によるキャッシュ・フロー	4,837,800,765	△ 3,598,590,173	8,436,390,938

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目	当年度	前年度	増減
1. 投資活動収入			
①基本財産取崩収入			
基本財産国債売却収入	0	0	0
基本財産引当預金取崩収入	0	0	0
②特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	8,540,000	5,120,000	3,420,000
投資活動収入計	8,540,000	5,120,000	3,420,000
2. 投資活動支出			
①基本財産取得支出			
基本財産国債購入支出	0	0	0
基本財産引当預金支出	0	0	0
②特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	24,417,000	23,464,000	953,000
投資活動支出計	24,417,000	23,464,000	953,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,877,000	△ 18,344,000	2,467,000

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目	当年度	前年度	増減
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
リース債務の返済による支出	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0

(その他)

科 目	当年度	前年度	増減
現金及び現金同等物の増減額	4,821,923,765	△ 3,616,934,173	8,438,857,938
現金及び現金同等物の期首残高	5,036,772,136	8,653,706,309	△ 3,616,934,173
現金及び現金同等物の期末残高	9,858,695,901	5,036,772,136	4,821,923,765

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品の減価償却は定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は役職員の退職給付に備えるため、当期末要支給額に基づき計上しています。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の範囲には、現金預金及び現金同等物を含めています。

(5) 消費税等の会計処理

税込経理方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産投資有価証券	0	0	0	0
基本財産引当預金	120,285,000	0	0	120,285,000
小計	120,285,000	0	0	120,285,000
特定資産				
退職給付引当資産	138,607,580	24,417,000	8,540,000	154,484,580
小計	138,607,580	24,417,000	8,540,000	154,484,580
合計	258,892,580	24,417,000	8,540,000	274,769,580

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	当期末残高	〔うち指定正味財産 からの充当額〕	〔うち一般正味財産 からの充当額〕	〔うち負債に 対応する額〕
基本財産				
基本財産投資有価証券	0	0	—	—
基本財産引当預金	120,285,000	(120,285,000)	—	—
小計	120,285,000	(120,285,000)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	154,484,580	—	—	(154,484,580)
小計	154,484,580	—	—	(154,484,580)
合計	274,769,580	(120,285,000)	—	(154,484,580)

4. 引当金の明細

引当金の明細は、次の通りであります。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	138,607,580	24,417,000	8,540,000	0	154,484,580

5. 退職給付関係の注記

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。

②退職給付債務及びその内訳

退職給付債務 154,484,580 円

退職給付引当金 154,484,580 円

③退職給付費用に関する事項

退職給付費用 24,417,000 円

勤務費用 24,417,000 円

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末退職要支給額を基礎として計算しています。

6. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている金額との関係は次の通りであります。

(単位：円)

前期末		当期末	
現金預金勘定	5,036,772,136	現金預金勘定	9,858,695,901
預入期間3カ月を超える定期預金	0	預入期間3カ月を超える定期預金	0
現金及び現金同等物	5,036,772,136	現金及び現金同等物	9,858,695,901

(2) 重要な非資金取引は、ありません。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載しておりますので、記載を省略しております。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、財務諸表の注記に記載しておりますので、記載を省略しております。

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	現金預金	手元保管	運転資金として	103,017
	現金預金	普通預金三井住友銀行他	特定事業者への精算金原資	9,858,592,884
	未収金	特定事業者に対する未収額(当年度)	再商品化委託事業(リサイクル)	613,662,801
	未収金	特定事業者に対する未収額(過年度)	再商品化委託事業(リサイクル)	198,845,268
	未収金	市町村に対する未収額	再商品化委託事業(リサイクル)	174,539,393
	未収金	再商品化事業者に対する未収額(有償分)	市町村への有償拠出金原資	2,181,390,913
	未収金	環境省に対する未収額	容リシステム改良検討業務(プラ資源循環促進法)	69,586,000
	未収金	再商品化受託料金精算金	特定事業者の不足精算金(ガラスびん茶色)	67,698,386
流動資産合計				13,164,418,662
(固定資産)				
基本財産	基本財産	普通預金三井住友銀行	公益目的保有財産であり、運用益は公益目的事業に使用する	120,285,000
特定資産	退職給付引当資産	普通預金三井住友銀行	公益目的事業及び法人会計に属する役職員30名に対する退職金の支払いに備えたもの	154,484,580
その他	什器備品	耐火金庫、応接セット等	公益目的事業及び法人会計の共用財産である	6
固定資産	敷金	東京都港区虎ノ門1-14-1 805㎡	事務所賃貸に関する敷金であり、公益目的事業及び法人会計の共用財産である	55,520,280
固定資産合計				330,289,866
資産合計				13,494,708,528
(流動負債)				
	未払費用	役職員に対するもの	役職員の賞与の支払いに対するもの	27,305,491
	未払金	再商品化事業者に対する未払額	再商品化事業者に対する委託料の支払い	3,819,702,946
	未払金	諸経費の未払額	外部委託先等への諸経費の支払い	346,613,210
	預り金	特定事業者に対する預り額	ガラスびん無色・実施委託料精算金	84,266,765
	預り金	特定事業者に対する預り額	ガラスびんその他・実施委託料精算金	279,326,622
	預り金	特定事業者に対する預り額	PETボトル・実施委託料精算金	3,006,442,913
	預り金	特定事業者に対する預り額	紙・実施委託料精算金	202,320,034
	預り金	特定事業者に対する預り額	プラスチック・実施委託料精算金	4,894,100,995
	預り金	特定事業者に対する預り額	令和3年度以前再商品化受託料精算金未精算分	202,732,883
	預り金	特定事業者に対する預り額	過剰入金等の預り金	291,913,064
	預り金	源泉税等預り額	住民税、社会保険料等の支払いに対するもの	2,624,441
流動負債合計				13,157,349,364
(固定負債)	退職給付引当金	役職員に対するもの	公益目的事業及び法人会計に属する役職員30名に対する退職金の支払いに備えたもの	154,484,580
固定負債合計				154,484,580
負債合計				13,311,833,944
正味財産合計				182,874,584

令和4年度収支計算書(正味財産増減計算ベース)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	国債運用なし
② 事業収益	60,451,627,000	64,978,684,814	△ 4,527,057,814	
再商品化受託料収益	50,332,452,000	44,115,622,716	6,216,829,284	
(特定事業者・実施委託料)				
再商品化受託料収益	0	0	0	拠出委託料は発生せず
(特定事業者・拠出委託料)				
再商品化受託料収益	691,735,000	672,899,821	18,835,179	市町村負担分の申込金額
(市町村)				
再商品化委託収益	9,427,440,000	20,120,576,277	△ 10,693,136,277	有償入札分内訳
(有償入札分)				①PETボトル 20,006,498,405
				②紙 114,077,872
プラスチック資源循環促進法施行に伴う	0	69,586,000	△ 69,586,000	環境省からの委託費
容リシステム改良検討業務受託収益				
③ 雑収益	0	103,278,355	△ 103,278,355	確定申告時に消費税還付あり
受取利息、消費税還付等	0	103,278,355	△ 103,278,355	(PETボトル: 100,587,300)
経常収益計	60,451,627,000	65,081,963,169	△ 4,630,336,169	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業	60,113,083,000	64,796,465,871	△ 4,683,382,871	
(主な内訳)				
再商品化委託料	49,303,100,000	45,510,667,528	3,792,432,472	
役員報酬	64,562,000	64,027,548	534,452	通勤手当含む
給与手当	140,060,000	128,710,978	11,349,022	通勤手当含む
設備等調査費	523,270,000	516,932,164	6,337,836	
旅費交通費	22,770,000	13,709,312	9,060,688	
コンピュータ処理料	432,300,000	423,856,659	8,443,341	
再商品化業務システム改善費	13,200,000	25,948,340	△ 12,748,340	
商工会議所等委託費・研修費	115,500,000	104,052,382	11,447,618	
申込書等印刷費・通信費	47,300,000	46,079,122	1,220,878	
賃借料	52,668,000	51,750,745	917,255	
租税公課	721,700,000	612,430,500	109,269,500	
前年度未収金償却費	0	78,008,479	△ 78,008,479	
プラスチック資源循環促進法施行に	0	62,656,000	△ 62,656,000	
よる容リシステム開発作業委託費				
市町村拠出支出(合理化拠出金)	0	0	0	
市町村拠出支出(有償入札拠出金)	8,617,968,000	17,132,656,174	△ 8,514,688,174	
普及及び啓発	46,992,000	18,545,703	28,446,297	
業務内容に関する説明会等の開催	25,872,000	16,157,097	9,714,903	会議費 3,503,857
				旅費交通費 2,073,611
パンフレット等の作成及び配布	21,120,000	2,388,606	18,731,394	官報・広告掲載 6,853,098
情報の収集及び提供	38,280,000	32,642,467	5,637,533	会報発行(4回) 19,975,349
会報の発行等	38,280,000	32,642,467	5,637,533	HP運用 8,419,840
				環境イベント出展 4,161,970
交流及び協力	8,360,000	42,631	8,317,369	
国内外関係機関との交流及び協力	8,360,000	42,631	8,317,369	欧州視察中止
事業費計	60,206,715,000	64,847,696,672	△ 4,640,981,672	

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	備 考
②管理費				
役員報酬	33,238,000	33,119,969	118,031	通勤手当含む
給与手当	75,940,000	74,222,848	1,717,152	通勤手当含む
福利厚生費	43,600,000	40,740,629	2,859,371	法定福利費他
退職給付費用	20,998,000	24,417,000	△ 3,419,000	
旅費交通費	308,000	204,822	103,178	
会議費	1,648,000	426,260	1,221,740	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484,000	0	484,000	
減価償却費	500,000	70,349	429,651	
消耗品費	1,320,000	1,062,273	257,727	
修繕費	440,000	0	440,000	
印刷製本費	3,960,000	2,746,718	1,213,282	
通信運搬費	2,420,000	2,485,278	△ 65,278	
租税公課	160,000	7,840	152,160	
光熱水費	1,320,000	1,753,723	△ 433,723	
賃借料	31,372,000	29,774,986	1,597,014	
渉外費	484,000	147,166	336,834	
諸謝金等	10,120,000	9,370,887	749,113	弁護士・公認会計士等へ費用
保険料	1,200,000	1,230,510	△ 30,510	役員賠償責任保険等
会費	1,100,000	407,800	692,200	研修費含む
図書購入費	1,980,000	1,189,079	790,921	
倉庫保管料	3,960,000	3,590,378	369,622	
その他雑費等	8,360,000	7,311,064	1,048,936	室内清掃、銀行振込手数料等
管理費計	244,912,000	234,279,579	10,632,421	
経常費用計	60,451,627,000	65,081,976,251	△ 4,630,349,251	
当期経常増減額	0	△ 13,082	13,082	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 13,082	13,082	
一般正味財産期首残高	62,616,000	62,602,666	13,334	
一般正味財産期末残高	62,616,000	62,589,584	26,416	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0	
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	182,901,000	182,874,584	26,416	

<参 考>

令和4年度収支計算書(正味財産増減計算ベース)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	うちガラス	うちPET	うち紙	うちプラスチック	備 考
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	国債運用なし
② 事業収益	60,451,627,000	64,978,684,814	△ 4,527,057,814	4,169,385,952	18,087,976,865	474,595,254	42,246,726,743	
再商品化受託料収益	50,332,452,000	44,115,622,716	6,216,829,284	3,826,208,374	△ 1,918,645,950	357,497,368	41,850,562,924	
(特定事業者・実施委託料)								
再商品化受託料収益	0	0	0	0	0	0	0	拠出委託料は発生せず
(特定事業者・拠出委託料)								
再商品化受託料収益	691,735,000	672,899,821	18,835,179	343,177,578	124,410	3,020,014	326,577,819	市町村負担分の申込金額
(市町村)								
再商品化委託収益	9,427,440,000	20,120,576,277	△ 10,693,136,277	0	20,006,498,405	114,077,872	0	有償入札分内訳
(有償入札分)								①PETボトル 20,006,498,405
								②紙 114,077,872
プラスチック資源循環促進法施行に伴う	0	69,586,000	△ 69,586,000	0	0	0	69,586,000	環境省からの委託費
容リシステム改良検討業務受託収益								
③ 雑収益	0	103,278,355	△ 103,278,355	40,050	100,748,873	214,716	2,274,716	確定申告時に消費税の還付あり
受取利息、消費税還付等	0	103,278,355	△ 103,278,355	40,050	100,748,873	214,716	2,274,716	(PETボトル:100,587,300)
経常収益計	60,451,627,000	65,081,963,169	△ 4,630,336,169	4,169,426,002	18,188,725,738	474,809,970	42,249,001,459	
(2) 経常費用								
① 事業費								
再商品化委託事業	60,113,083,000	64,796,465,871	△ 4,683,382,871	4,101,778,146	18,117,006,875	407,755,138	42,169,925,712	
(主な内訳)								
再商品化委託料	49,303,100,000	45,510,667,528	3,792,432,472	3,921,400,237	280,424,448	57,070,936	41,251,771,907	
役員報酬	64,562,000	64,027,548	534,452	13,130,355	18,851,816	13,130,354	18,915,023	通勤手当含む
給与手当	140,060,000	128,710,978	11,349,022	16,828,780	27,911,253	16,828,781	67,142,164	通勤手当含む
設備等調査費	523,270,000	516,932,164	6,337,836	26,972,752	53,781,101	24,562,342	411,615,969	
旅費交通費	22,770,000	13,709,312	9,060,688	2,942,747	2,461,988	2,377,735	5,926,842	
コンピュータ処理料	432,300,000	423,856,659	8,443,341	70,595,296	72,203,261	109,925,742	171,132,360	
再商品化業務システム改善費	13,200,000	25,948,340	△ 12,748,340	6,487,085	6,487,085	6,487,085	6,487,085	
商工会議所等委託費・研修費	115,500,000	104,052,382	11,447,618	9,884,976	3,641,833	36,418,334	54,107,239	
申込書等印刷費・通信費	47,300,000	46,079,122	1,220,878	5,696,642	3,697,093	12,654,401	24,030,986	
賃借料	52,668,000	51,750,745	917,255	12,937,686	12,937,686	12,937,686	12,937,687	
租税公課	721,700,000	612,430,500	109,269,500	4,943,277	582,663,442	10,155,831	14,667,950	
前年度未収金償却費	0	78,008,479	△ 78,008,479	3,923,669	11,856,522	233,638	61,994,650	
プラスチック資源循環促進法施行に	0	62,656,000	△ 62,656,000	0	0	0	62,656,000	
よる容リシステム開発作業委託費								
市町村拠出支出(合理化拠出金)	0	0	0	0	0	0	0	
市町村拠出支出(有償入札拠出金)	8,617,968,000	17,132,656,174	△ 8,514,688,174	0	17,033,699,545	98,956,629	0	
普及及び啓発	46,992,000	18,545,703	28,446,297	4,099,118	4,197,844	4,093,630	6,155,111	
業務内容に関する説明会等の開催	25,872,000	16,157,097	9,714,903	3,847,716	3,951,930	3,847,717	4,509,734	会議費 3,503,857
								旅費交通費 2,073,611
パンフレット等の作成及び配布	21,120,000	2,388,606	18,731,394	251,402	245,914	245,913	1,645,377	官報・広告掲載 6,853,098
情報の収集及び提供	38,280,000	32,642,467	5,637,533	8,160,246	8,161,673	8,161,391	8,159,157	会報発行(4回) 19,975,349
会報の発行等	38,280,000	32,642,467	5,637,533	8,160,246	8,161,673	8,161,391	8,159,157	HP運用 8,419,840
								環境イベント出展 4,161,970
交流及び協力	8,360,000	42,631	8,317,369	30,430	4,291	3,955	3,955	
国内外関係機関との交流及び協力	8,360,000	42,631	8,317,369	30,430	4,291	3,955	3,955	欧州視察中止
事業費計	60,206,715,000	64,847,696,672	△ 4,640,981,672	4,114,067,940	18,129,370,683	420,014,114	42,184,243,935	

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	うちガラス	うちPET	うち紙	うちプラスチック	備 考
②管理費								
役員報酬	33,238,000	33,119,969	118,031	7,960,377	8,596,096	7,960,377	8,603,119	通勤手当含む
給与手当	75,940,000	74,222,848	1,717,152	18,555,712	18,555,712	18,555,712	18,555,712	通勤手当含む
福利厚生費	43,600,000	40,740,629	2,859,371	7,589,166	10,318,798	7,589,166	15,243,499	法定福利費他
退職給付費用	20,998,000	24,417,000	△ 3,419,000	5,810,000	6,440,000	5,250,000	6,917,000	
旅費交通費	308,000	204,822	103,178	51,206	51,205	51,205	51,206	
会議費	1,648,000	426,260	1,221,740	106,565	106,565	106,565	106,565	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484,000	0	484,000	0	0	0	0	
減価償却費	500,000	70,349	429,651	17,587	17,588	17,587	17,587	
消耗品費	1,320,000	1,062,273	257,727	265,568	265,568	265,569	265,568	
修繕費	440,000	0	440,000	0	0	0	0	
印刷製本費	3,960,000	2,746,718	1,213,282	686,680	686,679	686,679	686,680	
通信運搬費	2,420,000	2,485,278	△ 65,278	621,319	621,320	621,320	621,319	
租税公課	160,000	7,840	152,160	1,960	1,960	1,960	1,960	
光熱水費	1,320,000	1,753,723	△ 433,723	438,431	438,431	438,430	438,431	
賃借料	31,372,000	29,774,986	1,597,014	7,443,746	7,443,747	7,443,747	7,443,746	
渉外費	484,000	147,166	336,834	36,791	36,791	36,792	36,792	
諸謝金等	10,120,000	9,370,887	749,113	2,342,722	2,342,722	2,342,722	2,342,721	弁護士・公認会計士等への費用
保険料	1,200,000	1,230,510	△ 30,510	307,628	307,627	307,627	307,628	役員賠償責任保険等
会費	1,100,000	407,800	692,200	101,950	101,950	101,950	101,950	研修費含む
図書購入費	1,980,000	1,189,079	790,921	297,270	297,270	297,270	297,269	
倉庫保管料	3,960,000	3,590,378	369,622	897,594	897,595	897,594	897,595	
その他雑費等	8,360,000	7,311,064	1,048,936	1,827,766	1,827,766	1,827,766	1,827,766	室内清掃、銀行振込手数料等
管理費計	244,912,000	234,279,579	10,632,421	55,360,038	59,355,390	54,800,038	64,764,113	
経常費用計	60,451,627,000	65,081,976,251	△ 4,630,349,251	4,169,427,978	18,188,726,073	474,814,152	42,249,008,048	
当期経常増減額	0	△ 13,082	13,082	△ 1,976	△ 335	△ 4,182	△ 6,589	
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 13,082	13,082	0	0	0	0	
一般正味財産期首残高	62,616,000	62,602,666	13,334	0	0	0	0	
一般正味財産期末残高	62,616,000	62,589,584	26,416	0	0	0	0	
Ⅱ 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0	0	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	182,901,000	182,874,584	26,416	0	0	0	0	

監事「監査報告書」 (写)

監査報告書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 澤田 道隆 殿

令和 5 年 5 月 2 5 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

監事

志 村 晃 司 

監事

古 田 茂 

私ども監事は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号) 第 99 条 (監事の権限) および当協会「定款」(平成 21 年 10 月 22 日制定、平成 22 年 4 月 1 日施行) 第 31 条 (監事の職務及び権限) の定めに従い、当協会の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの令和 4 年度の業務および会計について監査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するほか、執行に携わる役員等から事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から事業報告書及び財務諸表 (貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書)、附属明細書、財産目録、収支計算書 (正味財産増減ベース) について報告および説明を受け、ならびに会計監査人から監査の方法および結果について報告および説明を受け、検討を行った。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく示しているものと認める。

なお、執行に携わる役員の職務の執行に関し、不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められない。

(2) 財務諸表及び附属明細書は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に従い、法人の令和 5 年 3 月 3 1 日現在の財政状態ならびに令和 4 年度の正味財産増減およびキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

(3) 財産目録は、法人の令和 5 年 3 月 3 1 日現在の財政状態を正しく示しているものと認める。また、収支計算書 (正味財産増減ベース) は法人の令和 4 年度の収支 (正味財産増減ベース) の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認める。

以 上

会計監査人「独立監査人の監査報告書」 (写)

独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事 澤田道隆 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

郷右近 隆也

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインⅠ-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和5年3月31日現在の令和4年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2階

TEL : 03-5532-8597 (総務部)、FAX : 03-5532-9698

ホームページ <https://www.jcpra.or.jp>